

日本経団連の優先政策事項と自由民主党の政策・取り組み

「自由民主党と政策を語る会」
2008年5月29日

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	・2011年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の確実な黒字化 －歳出削減の徹底 －消費税の拡充による安定財源の確保など社会保障費増大への対応	【自民党参議院選挙公約2007】 17、歳出・歳入一体の財政構造改革 歳出・歳入一体の改革により、2011年度には国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を確実にするとともに、2010年代半ばにおける国・地方の債務残高対GDP比の安定的な引下げという中長期的な目標を達成しうる財政の確立を目指す。 ○税制の抜本的改革 本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目標に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。	【平成20年度予算】 これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において「基本方針2006」で定められた歳出改革をその2年目においても着実に実現し、歳出改革路線を堅持している。この結果、税収の伸びが小幅にとどまる中、新規国債発行額について、25兆3,480億円にとどめて4年連続の減額を実現するなど、内外に我が国が財政健全化を進めていく姿勢を示すものとなっている。また、20年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支についても、前年度に比べ、GDP比で0.3%改善する見込みとなっている。 【平成20年度与党税制改正大綱】 消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、以下の「基本的考え方」に基づき、平成16年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。 〔基本的考え方〕 2 平成21年度における基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を始め、持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しを踏まえつつ、これらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を行う。 その際、新たな国民負担はすべて国民に還元するとの原則に立って、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用を賄う主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する。
	・法人税、所得税、消費税等の税体系全体の抜本改革	【自民党参議院選挙公約2007】 ○税制の抜本的改革 本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目標に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。	【平成20年度与党税制改正大綱】 消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、以下の「基本的考え方」に基づき、平成16年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。 〔基本的考え方〕 1 税制の課題として、税負担の公平を確保し、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保する必要がある。 各税目それぞれが果たすべき役割を検討しつつ、所得課税にあっては所得税の各種控除や税率構造の持つ所得再分配機能及び法人税の税・保険料を含む法人負担のあり方、資産課税にあっては相続税の課税の公平性のあり方、消費課税にあっては消費税の社会保障と連動した設計のあり方、その他、自動車関係諸税のあり方(第二6において後述)等を総合的に検討する。 その際、いわゆる格差是正の問題や所得再分配機能のあり方、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。
	・法人税関係 －研究開発促進のための措置 －新たな公益法人制度への対応等に必要な税制措置の実現	【自民党政権公約2005】 ○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044) ・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。 【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】 ○103.「科学技術創造立国」による国際競争力の強化 イノベーションの創出を通じてわが国の競争力により一層の強化を図るため、25兆円の政府研究開発投資を掲げた第3期科学技術基本計画や「イノベーション25」に基づき、科学技術への投資を充実する。	・研究開発税制の拡充(現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度を創設。) (研究開発促進のための措置) ○平成20年度税制改正において、試験研究費にかかる税額控除については、試験研究費の総額に一定の控除率が適用される従来の措置に加え、①試験研究費の増加額にかかる税額控除又は②売上高に占める試験研究費の割合が10%を超える試験研究費にかかる税額控除を選択できる措置を、平成21年度までの2年間の特例として創設。
	－法人実効税率の引下げ(国際的整合性を踏まえ30%を目標に引下げ)	【平成20年度税制改正大綱(19年12月13日)】 法人税にあっては税・社会保険料を含む法人負担のあり方、(中略)を総合的に検討する。その際、(中略)経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。	○法人実効税率のあり方 法人税にあっては税・社会保険料を含む法人負担のあり方を総合的に検討する。その際、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。
	－地方税については、受益者負担の原則に基づき法人化税への過度な偏重を是正	【自民党参議院選挙公約2007】 29、地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小 必要な交付税の総額を確保し、全国どの地域でも一定水準の行政サービスを提供するとともに、地域間・地方自治体間の財政力の格差を適切に調整する。 また、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく。	【平成20年度与党税制改正大綱】 1 地域間の財政力格差の縮小 地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。 また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。 なお、この偏在是正策によって生じる財源を活用し、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠を創設し、市町村に配慮した重点配分を行う。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	・移転価格税制や外国税額控除制度など国際税制の整備	<p>【自民党参議院選挙公約2007】 109. 経済成長戦略の確実な実行 (略)税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視する。</p> <p>【平成20年度税制改正大綱(19年12月13日)】 外国税額控除制度については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加しその多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国外競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討する。</p>	<p>【平成20年度与党税制改正大綱】 検討事項 11 外国税額控除制度については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加しその多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国際競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討する。</p> <p>○外国税額控除制度 外国税額控除制度については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加しその多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国外競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討している。</p>
		<p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】 多様化・活発化するクロスボーダーの経済活動に合わせ、租税条約ネットワークを拡充するとともに、国際課税の見直しを進めていく必要がある。国際的に活動する企業にとって移転価格税制の適用による二重課税が負担となっているとの指摘があることに対応し、取引相手国と相互協議が行われている間、納税を猶予する制度を導入するほか、引き続き運用面での改善を進める。</p> <p>【平成20年度税制改正大綱(19年12月13日)】 国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設する。</p>	<p>○移転価格税制、租税条約 (移転価格税制) 以下の措置を講じた。 ・平成19年度税制改正 一相互協議中の納税猶予制度の創設(国税) ・運用面の改善措置(平成19年度実施) 一移転価格事務運営要領の改定 一事前確認手続に係る人員の倍増 等 ・平成20年度税制改正 一相互協議中の徴収猶予制度の創設(地方税)</p> <p>(租税条約) ・日豪・日パキスタン租税条約署名(20年1月) ・日クウェート・日UAE租税条約(18年11月)、日ブルネイ租税条約(19年11月)、日カザフスタン租税条約(19年12月)交渉開始</p>
・個人所得税関係 一低・中所得層に配慮した減税 一控除制度の抜本改革 一社会保障番号を活用した公平性・透明性の確保 一金融所得の一元的課税の検討		<p>【自民党参議院選挙公約2007】 戻税制の抜本的改革 本年秋季以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目標に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p>	<p>【平成20年度与党税制改正大綱】 〔基本的考え方〕 1 税制の課題として、税負担の公平を確保し、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保する必要がある。各税目それぞれが果たすべき役割を検討しつつ、所得課税にあっては所得税の各種控除や税率構造の持つ所得再分配機能(略)等を総合的に検討する。その際、いわゆる格差是正の問題や所得再分配機能のあり方、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。</p> <p>(検討事項) 6 金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。 7 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び税制への信頼向上に資するため、各種の番号制度に関する議論動向等にも留意しつつ、付番方式や資料情報の対象範囲等に関する具体的制度のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、早期に円滑な導入を目指して国民的な理解形成に一層努める。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革と少子化対策	<p>・年金・医療保険、介護保険の一体的改革による持続可能な社会保障制度の確立</p>	<p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○ 少子高齢化が進展する中であっても、年金、介護、医療などの社会保障制度に思い切った改革を断行し、将来に渡って国民の安心と信頼を獲得する制度の確立に努めてきました。</p> <p>○ 今後は、「美しい社会づくり」を基本に、社会保障制度については、守りから攻めの姿勢に転じ、日本型社会保障の構築を目指していきます。</p>	<p>将来にわたり持続可能で、皆が安心できる社会保障制度の確立に向け、現在幅広く国民各層からなる「社会保障国民会議」を開催し、社会保障のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて、議論を行っているところ。</p>
	<p>・公的年金改革</p> <p>一 給付と負担の関係を見直し、負担能力のある高齢者による保険料の負担を実現</p> <p>一 消費税率の引上げ等による基礎年金における国庫負担割合の2分の1への引上げ</p> <p>一 基礎年金の全額税方式化について幅広く検討</p> <p>一 年金記録問題の着実な解消</p> <p>一 社会保障番号・個人勘定の整備、税・年金の徴収一元化</p>	<p>【自民党参議院選挙公約2007】</p> <p>① 税制の抜本的改革</p> <p>本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○ 年金制度が将来にわたって国民の老後の生活を支える柱となるよう、平成16年の年金改革において構築された枠組みの下、年金財政を検証し、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化の中でも安定した制度の運営を行う。</p> <p>○ 官民の公平性や制度の安定性を確保し、厚生年金と共済年金の一元化の早期実現を図るため、被用者年金一元化関連法案の早期成立に全力をあげる。また、基礎年金の国庫負担の割合を平成21年度までに2分の1へ引き上げるため、所要の法整備を行う。</p> <p>○ 年金記録問題への対応については、昨年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、①「5千万件」の基礎年金番号に未統合の記録と1億人の記録のコンピュータ上での突き合わせ、②「ねんきん特別便」の送付、③コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ等を実施。</p> <p>【第169回国会福田内閣総理大臣施政方針演説】</p> <p>○ 昨年7月の政府・与党の方針に基づき、5千万件の未統合記録と1億人の記録をコンピュータ上で突き合わせ、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へ「ねんきん特別便」を本年3月までに送付。本年4月から5月までにその他すべての受給者に、6月から10月までにすべての加入者に、順次「ねんきん特別便」を送付。国民一人一人にご自身の記録をご確認いただきながら、年金記録の統合作業を着実に進める。</p>	<p>【平成20年度与党税制改正大綱】</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、以下の「基本的考え方」に基づき、平成16年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>2 平成21年度における基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を始め、持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しを踏まえつつ、これらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を行う。</p> <p>その際、新たな国民負担はすべて国民に還元するとの原則に立って、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用を賄う主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する。</p> <p>※ 今後、新たに「日本年金機構」が設立・発足するが、特に悪質な滞納者については、厚生労働大臣から委任を受けて国税庁が強制徴収を行う仕組みを導入する（「日本年金機構」の発足は2010年1月予定）。</p> <p>【その他の取組み】</p> <p>現在、社会保障国民会議において、中長期的な視点に立って、公的年金制度を含め社会保障のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っている。</p> <p>○ 平成16年の年金制度改革において、マクロ経済スライドの導入により給付水準を抑制した結果、年金給付費は対国民所得比で2025年度まで約12%で横ばいにとどまる見直しとなり、持続可能な制度を構築した。</p> <p>○ 基礎年金国庫負担割合については、平成16年の年金改革が明らかにした道筋に沿って、平成21年度までに2分の1に引き上げるための法的措置を講じる。</p> <p>○ 70歳未満の被用者については、厚生年金の被保険者とし、報酬比例の保険料を賦課している。</p> <p>○ さらに、平成19年4月より、就労して負担能力のある70歳以上の被用者の老齢厚生年金について、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入した。</p> <p>○ 年金記録問題への対応については、昨年7月5日の政府・与党取りまとめに基づき着実に実施。</p> <p>○ 本年3月までに、①「5千万件」の基礎年金番号に未統合の記録と1億人の年金受給者・現役加入者の記録をコンピュータ上で突き合わせ、②その結果記録が結び付く可能性がある方々（1030万人）へ「ねんきん特別便」を送付。</p> <p>○ 今後、①本年4月から5月までにすべての年金受給者に、6月から10月までにすべての現役加入者に、「ねんきん特別便」をお送りし、お一人おひとりに記録を確認していただく、②記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる、③8億件余に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突き合わせを、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める等の対策を引き続き実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・医療制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> －在院日数の短縮、医療の標準化、後発医薬品の使用促進 －診療報酬の包括化促進 －混合診療解禁など医療保険における官民の役割分担の見直し －ICT(情報通信技術)を活用した医療の透明化・効率化の推進 	<p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○ 国民が安心して良質な医療を受けることができる構築を確保していくため、先般成立した医療制度改革法に基づき、新たな高齢者医療制度の創設など、超高齢化社会を展望した医療保険制度体系の見直しを行うとともに、医師確保対策の推進のほか地域における医療の連携体制の構築や医療情報提供体制の充実など、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制整備を進める。</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>地域医療が国民の安心の基盤としてさらにその機能を発揮できるよう、救命救急センター、ドクターヘリ導入促進事業等に対する助成や小児初期救急センターの整備等、病院や開業医等すべての医療関係者の参加の下で、小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の一層の充実を図る。</p>	<p>○ 平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民のQOLの維持・向上に留意しつつ長期入院の是正等による平均在任日数の短縮 ・保険診療と保険外診療の併用についての再構成を含めた保険給付の内容・範囲の見直し(同年10月より実施)の着実な実施 <p>○ 入院医療について診療報酬が包括化されているDPC支払い対象病院の拡大</p> <p>○ レセプトオンライン化の推進(平成18年4月からオンライン請求を可能とし、平成20年4月より段階的にオンライン請求に限定、平成23年4月から原則全てのレセプトをオンライン化)</p> <p>○ 後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度までに後発医薬品の数量シェア30%以上(現状より倍増)」という目標を掲げ、後発医薬品の普及を積極的に推進。 ・平成20年度診療報酬改定において、後発医薬品の使用促進の観点から、処方せん様式について、処方医が後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合に「変更不可」欄に署名等を行う方式へ変更する等の措置を講じた <p>○ 医師確保対策については、全国各地の医師不足の声を真剣に受け止め、平成19年5月に政府・与党で緊急医師確保対策を策定し、「地域の医療が改善されたと実感できる」実効性ある以下の施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急臨時的に医師を派遣する国レベルのシステムを構築し、医師不足地域に対して派遣(19年6月に6カ所、同10月に2カ所、20年3月に4カ所) ・医師が不足している地域や診療科で勤務する医師の養成数を平成21年度までに最大395名の増を決定。 ・研修医が都市に集中することを是正するため、医師不足地域での研修を支援するとともに、臨床研修病院の定員の見直しにも着手。 ・病院に勤務する医師の過重労働を解消するための勤務環境の整備を進めるため、医師事務作業補助者の配置等を含む予算や診療報酬(1500億円)を通じた支援や、医師でなくともできる業務を明確化を進めた。 ・女性の医師などが働きやすい職場環境の整備に向けて、院内保育所の拡充や女性医師の再就職の支援、医師の多様な働き方の普及等を進める。(これまで女性医師バンクを通じて就業した医師は58名) ・患者にとって安全・安心な医療の確保や不幸な事故の再発防止に資するために、今年度内に産科医療補償制度を創設するとともに、医療事故の原因調査などの仕組みを創設に向けた取組を進める。 <p>○ 医療法を改正し、医療機能情報提供制度の創設や医療安全体制の充実を図るなど、患者の視点にたった質の高い医療を提供できる体制の整備を進めた。</p> <p>○ 救急医療体制については、本年度、約100億円の予算を計上しており、救命救急センター、ドクターヘリ、小児初期救急センター等の整備を更に促進していく。</p> <p>○ ドクターヘリについては、全国的配備を促進するため、与党において法案の検討を進め、昨年6月、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が成立した。さらに、本年4月、同法に基づき、民間からの基金によって各地域の事業を支援する助成金交付事業制度を創設した。</p> <p>○ 昨今の救急搬送受入に時間を要した事案の発生を踏まえ、本年3月、社会保障制度調査会「救急医療と搬送に関するプロジェクトチーム」を設置。地域における安全・安心な救急医療体制の確保を図るべく、近々、党としての提言をとりまとめる予定。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・少子化対策 一国・地方の役割分担の見直しや省庁縦割りの排除による保育サービスや放課後対策の柔軟化・多様化・効率化 一低・中所得層に配慮した経済的支援の枠組みの構築 一 家族・地域の絆を深める国民運動の展開</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○004.学校・家庭・地域の連携 放課後などに子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」の推進に取り組む。</p> <p>○005.幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減 「幼児教育重視の国家戦略」を展開し、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能を充実する。また、「幼児教育の無償化」を目指すとともに、奨学金事業の一層の充実に努め保護者負担の軽減を図る。</p> <p>○066.乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制づくり 「放課後子どもプラン」の全小学校区への普及</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>065. 子育て家庭支援対策の拡充 2030年以降の若者人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する「国民総参加の子育てに優しい社会」の実現を目指し、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を策定する。</p> <p>066. 乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制づくり 少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じることができる社会の実現を目指し、先般の児童手当法改正において乳幼児加算を創設し3歳未満の児童に対する手当額を一律1万円とした。生後4ヶ月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の実施、「子育てひろば」など地域の子育て支援拠点の拡充、「放課後子どもプラン」の全小学校区への普及、「ファミリー・サポート・センター」による地域での子育ての支え合いや「子育てパパ応援事業」による父親の育児参加の推進にも取り組み、家庭における子育てを地域社会で支える体制を構築する。</p> <p>067. 待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充 「待機児童ゼロ作戦」を推進した結果、保育所の受け入れ児童数を平成16年度までに15.6万人増加させることができたが、引き続き、待機児童の解消に向けて取り組む。また、延長保育、休日保育、一時保育や家庭的保育(保育ママ)等の多様な需要に対応した保育サービスを拡充する。</p>	<p>○平成18年通常国会において「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が可決・成立し、同年10月から地域の多様なニーズに対応する「認定こども園制度」を開始。</p> <p>○文教合同幼児教育小委員会においては、平成17年8月に「国家戦略としての幼児教育政策」、平成18年6月に「国家戦略としての幼児教育の充実強化と幼児教育の無償化について」を提言。現在も引き続き検討を行っている。</p> <p>○幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減等を目的とする幼稚園就園奨励費補助について、平成20年度予算において、①所得段階に応じた私立幼稚園の補助単価の引上げ、②第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和を行い、対前年度7億6千万円増の192億1千万円を計上した。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省で連携し、「放課後子どもプラン」を実施。うち、文部科学省の「放課後子ども教室」については、平成19年度は全国約6,300箇所で開催。平成20年度は全国約7,800箇所で開催予定。</p> <p>○ 昨年末に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をとりまとめた。重点戦略に基づき、次世代育成支援のための新たな制度体系について検討を行っており、去る5月20日に「基本的考え方をとりまとめた。引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、基本的考え方に基づき具体的な制度設計を進める。</p> <p>○ 平成20年度予算においては、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)やファミリーサポートセンター事業など重点的に推進する事業や、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)を37,500百万円計上。</p> <p>○ 平成20年度予算においては、地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するために10,088百万円を計上。</p> <p>○ 地域子育て支援拠点事業等を法律に位置付けることなどを内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。</p> <p>○ 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができる社会を目指す「新待機児童ゼロ作戦」を展開。</p> <p>○ 放課後児童クラブについては、「放課後子どもプラン」により、必要な全ての小学校区(20,000か所)において放課後児童クラブが行われるよう、平成20年度予算において、187億円を計上。</p> <p>○ 平成20年度予算においては、延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の多様な保育サービスや家庭的保育事業(保育ママ)の充実を図るため、48,739百万円の予算を計上。</p> <p>○ 家庭的保育事業(保育ママ)等を法律に位置付けることなどを内容とした「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。</p> <p>○ 内閣府において、関係省庁と連携して「家族・地域のきずなを再生する国民運動」が実施されている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	<p>・規制改革・民間開放の推進</p> <p>－規制改革会議の活動支援</p> <p>－集中受付月間における要望の実現割合の大幅向上</p> <p>－市場化テストを通じた官業の民間開放実現(ハローワーク、窓口業務など)</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>「公共サービス改革法」に基づき、公共サービスの担い手を官と民で競争入札する「市場化テスト」の対象事業を拡大し、公共サービスの質の向上と経費削減を図る。</p> <p>※参考</p> <p>【第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説】</p> <p>公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用する。</p>	<p>昨年6月に策定した「規制改革推進のための3か年計画」を規制改革会議の第2次答申の具体的施策や民間等から寄せられた規制改革要望を踏まえて、20年3月に改定。</p> <p>また、行革本部設置以来実現された約7,000の規制緩和事項について、効果が発揮されているのか、予想外の問題が生じていないか等の視点から、総合的にフォローアップを行っていく。</p>
	<p>・公務員制度改革</p> <p>－国家公務員制度改革基本法(仮称)の策定(含人事管理の一元化、複線的な人事・給与システムの整備、能力・実績主義の徹底)</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>公務員の人事評価に「能力・実績主義」を導入するとともに、各省庁による再就職斡旋を禁止し「官民人材交流センター」を設置する。さらに、採用から退職までの公務員の人事制度全般について検討し、「国会公務員改革基本法」(仮称)を次期通常国会に提出する。</p> <p>また、公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度のあり方について、幅広く検討する。</p> <p>※参考</p> <p>【第169回国会 福田総理施政方針演説】</p> <p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいる。</p> <p>【第168回国会 福田総理所信表明演説】</p> <p>全体の奉仕者である公務員についても、公の立場にあることを自覚し、職務を忠実に遂行し、自己に恥じることのないようにしなければならない。行政に対する信頼を取り戻すため、特に、各府省の幹部職員が、それぞれの職務全般を掌握し、国民の立場に立った行政を、責任をもって遂行するよう、徹底してまいる。同時に、公務員一人ひとりが高いモラルを維持し、能力を高め、誇りをもって職務に専念できるような総合的な制度となるように、公務員制度改革を進めてまいる。</p>	<p>昨年の能力・実績主義の徹底、退職管理の適正化、官民人材交流センターの設置を基本方針とした国家公務員法の改正とともに、20年4月4日に国家公務員の幹部人事を一元管理する内閣人事庁の創設を含む「国家公務員制度改革基本法案」を国会に提出した。</p> <p>今後、法案成立を図るとともに、内閣人事庁の具体的な制度設計をしていく。</p>
	<p>・独立行政法人改革</p> <p>－整理合理化計画の閣議決定(含事業の廃止・縮減、統合、民営化ならびに特定独立行政法人の非公務員化)とその着実な実施</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>各独立行政法人の「中期目標期間終了時の見直し」を引き続き徹底的に行い、組織・業務全般について整理・縮小に努め、財政支出を削減するほか、公務員型独立行政法人の非公務員化を進める。</p> <p>さらに、各法人についてゼロベースの見直しを徹底的に行う。</p> <p>※参考</p> <p>【第169回国会 福田総理施政方針演説】</p> <p>独立行政法人については、真に不可欠かどうかという観点から、廃止・民営化を行い、本来の目的にかなう事業のみに限定する。内閣が、業務の評価や人事について一元的に関わってまいる。関連法人との随意契約を廃し、競争性のある契約に変える。</p>	<p>独立行政法人をゼロベースで見直す「独立行政法人整理合理化計画」を昨年12月に策定し、6法人を廃止・民営化等、16法人を6法人に統合することで、101の独立行政法人を85に削減することになり、さらに2法人を非公務員化することにし、また法人の契約は原則一般競争入札等によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同等とすることとした。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」を受け、独立行政法人の評価機能を一元化し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置することや不要財産の国庫納付の義務付けなどを柱とした「独立行政法人通則法の一部改正案」を4月に国会に提出した。</p> <p>独立行政法人の給与水準については、4月に対国家公務員指数が特に高い法人の高給与理由をヒアリングし、合理的な理由がない法人については給与水準を低下させる等適正化を図るよう5月22日に総理に申し入れた。</p>
	<p>・経済法制</p> <p>－会社法、金融商品取引法を柔軟な制度として維持(独立社外取締役の強制等の規制を追加しない等)</p> <p>－より一層、適正な手続きを確保する観点から、独占禁止法の抜本的改正を実現(現行審判制度の廃止等)</p>	<p>【自民党参議院選挙公約2007】110. M&Aルールの特典 企業買収を取り巻く環境の変化に対応したM&Aに関する公正なルールの特典・整備を行う。</p> <p>【自民党参議院選挙公約2007】</p> <p>111. 安心して投資できる金融・資本市場の整備</p> <p>横断的で隙間のない規制で投資者保護を実現し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる。さらには、わが国市場の魅力を上させるため、市場制度・参加者の競争力を強化するなど、公正・公平な取引の拡大と「自由と規律」のバランスのとれた市場の構築に向けた改革を進める。</p>	<p>会社法施行規則第124条において、会社が社外取締役を選任した場合には、①当該社外役員が他の会社の業務執行役員であるときは、その事実及び当該会社と他の会社との関係、②社外役員が他の会社の社外役員を兼任している事実等を事業報告の記載事項としているが、独立社外取締役の強制等の規制は追加していない。</p> <p>「自由と規律」のバランスのとれた市場を構築する観点から、以下の項目を主な内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出、早期成立を期す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ETFの多様化 ・プロ向け市場の創設 ・銀・証間のファイアーウォール規制の見直し ・課徴金制度の見直し

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
4. 日本型成長モデルの実現に向けたイノベーションの推進	<p>・第3期科学技術基本計画の着実な実施、政策目標の実現</p> <p>－政府研究開発投資は対GDP1%超を確保</p> <p>－戦略重点科学技術について規制改革や初期需要の創出などの施策を府省の壁を超えて包括的に実施</p> <p>－異分野技術を融合させる「社会還元加速プロジェクト」を推進</p>	<p>【「美しい国、日本」にむけた155の約束】</p> <p>○「科学技術創造立国」による国際競争力の強化</p> <p>イノベーションの創出を通じてわが国の競争力のより一層の強化を図るため、25兆円の政府研究開発投資を掲げた第3期科学技術基本計画や「イノベーション25」に基づき、科学技術への投資を充実する。</p> <p>○基礎科学・基礎研究の振興と国家基幹技術の開発</p> <p>研究者の自由で独創的な発想に基づく基礎科学・基礎研究や、重点目標を戦略的に設定した基礎研究を進めることにより、イノベーションの創出につなげる。</p> <p>H-IIAロケットをはじめとする宇宙輸送システム、世界最高性能の次世代スーパーコンピューター、海洋地球観測探査システム等の研究開発を進め、国家基幹技術の開発を推進する。</p>	<p>平成18年度からの5か年を対象とした第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)では、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指し、対象期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることが必要であるとしている。</p> <p>現在、この着実な実施に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者や女性研究者の活躍促進など優れた人材の養成・確保 ・基礎研究の充実と産学官連携を通じたイノベーションの創出 ・国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術の推進 <p>などを積極的に推進。</p> <p>・「分野別推進戦略」(平成18年3月総合科学技術会議決定)に示された戦略重点科学技術等の一層の推進を図りつつ、資源配分方針・優先度判定等を通じた「選択と集中」を徹底して科学技術関係予算の充実・強化を図った。(政策課題対応型研究開発における戦略重点科学技術の割合は、18年度の16%、19年度の23%、20年度25%へと上昇し、戦略重点科学技術へ重点化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他国の追随を許さない技術を持ち続けるための「革新的技術戦略」及び地球温暖化問題の根本的な解決に向けた「環境エネルギー技術革新計画」を策定し(平成20年5月総合科学技術会議決定)着実な推進を図る。 ・日本社会に新たな活力をもたらす成長に貢献するイノベーションの創造に向け、平成19年6月に長期戦略指針「イノベーション25」を閣議決定するとともに、関係府省の枠を超えた総合的な推進体制として、内閣総理大臣を本部長とするイノベーション推進本部を設置。 ・必要な技術開発や、システム改革を行う「社会還元加速プロジェクト」(平成20～24年度)を推進する。また、社会還元加速プロジェクトについて、推進のために必要なロードマップを策定した(平成20年5月総合科学技術会議報告)。今後は、必要に応じてロードマップを見直し、これに沿って、着実にプロジェクトを進め、社会への還元を加速していく。
		<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○103.「科学技術創造立国」による国際競争力の強化</p> <p>イノベーションの創出を通じてわが国の競争力により一層の強化を図るため、25兆円の政府研究開発投資を掲げた第3期科学技術基本計画や「イノベーション25」に基づき、科学技術への投資を充実する。</p>	<p>(政府研究開発投資の対GDP1%超確保)</p> <p>○平成18年度からの5か年を対象とした第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)においては、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指し、対象期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることが必要であるとしている。</p> <p>現在、この着実な実施に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者や女性研究者の活躍促進など優れた人材の養成・確保 ・基礎研究の充実と産学官連携を通じたイノベーションの創出 ・先端研究施設・設備の整備や共用等、世界最高水準の成果創出のための基盤の強化 ・国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術の推進 <p>などを積極的に推進。選択と集中を徹底して、科学技術関係予算の充実・強化を図っている。</p> <p>(戦略重点科学技術)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3期科学技術基本計画中に重点投資する対象として、 ・急速に高まる社会・国民のニーズに迅速に対応すべきもの ・国際競争を勝ち抜くために不可欠なもの ・国主導の大規模プロジェクトで国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むもの(国家基幹技術) <p>の観点で選定された「戦略重点科学技術」について着実に実施。</p>
	<p>・フロンティアの開発・利用促進</p> <p>－宇宙基本法の早期成立</p> <p>－海洋基本法に基づく関連施策の総合的かつ計画的な実施</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○108.宇宙基本法の制定と宇宙産業の育成</p> <p>宇宙基本法(仮称)を制定し、宇宙開発戦略本部を設置することにより、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。これにより、宇宙の利用・産業化を積極的に進め、国際競争力のある宇宙産業の育成に努める。</p> <p>○119.海事立国の実現</p> <p>「海洋基本法の成立を踏まえ、海洋基本計画を早急に策定するなど、海事政策を国家戦略として、総合的かつ強力に推進する。</p> <p>○149.領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築</p> <p>わが国は世界第6位の排他的経済水域を誇る海洋国家であり、先の国会で成立した「海洋基本法」に基づき総合的な海洋政策を推進し、真の海洋立国を目指す。</p>	<p>(宇宙基本法の早期成立)</p> <p>○議員立法により、平成20年5月に「宇宙基本法」が成立。今後、同法の施行を受け、内閣に設置される宇宙開発戦略本部において「宇宙基本計画」の策定等に向けた検討を実施。</p> <p>(海洋基本法に基づく関連施策の総合的かつ計画的な実施)</p> <p>○平成19年4月に成立した海洋基本法及び自民党の海洋政策特別委員会等での議論を踏まえ、平成20年3月に「海洋基本計画」を策定。これに基づき、海洋に関する研究開発など関連施策の総合的かつ計画的に推進する。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・人材育成等 ー世界トップレベルの研究・教育拠点の形成 ー大学・大学院における高度人材の育成 ー産学官連携の促進、ベンチャー企業育成策の戦略的な実施等</p>	<p>○大学と産業界の対話と行動の場(「産学人材育成パートナーシップ」)での議論を踏まえ、産学連携による教育プログラムの開発とその実証等を行うとともに、地域の産業界、技術者等を活用した人材育成を実施する。 ○産学官連携は、持続的な発展に向け、戦略的な展開を図る。さらに、地域活性化のため、地域の大学等公的研究機関を核に、産学官共同研究を実施し、新技術・新産業の創出等を図る。 ○地域の技術力等を結集したイノベーションの促進、産学連携による人材育成を通じ、地域・中小企業の活性化を図る。 (平成20年度 自由民主党 予算重点政策) ○イノベーションを生み出す人材を育成するため、産学が連携し、横断的課題や業種・分野別課題などについて幅広く議論を行い、産学双方の具体的な行動につなげるため、産学双方が対話し、課題に取り組む場として、産学人材育成パートナーシップを推進します。 (自民党重点施策<2007>) ○次世代を担う若者への理数教育の充実や大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成(平成20年度予算編成大綱)</p> <p>【第169回国会福田総理大臣施政方針演説】 ○新たに日本への「留学生30万人計画」を策定し、実施に移す。 【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】 ○006.国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開 国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。</p>	<p>(産学官連携の促進) ○人材育成における産学連携が必ずしも好循環を生んでいないという現状認識の下、産学双方向の対話と取組の場として「産学人材育成パートナーシップ」を創設。8つの分科会において、平成19年度の議論のとりまとめを実施。</p> <p>○開発設計や生産など製造の現場で中核的な役割を果たす人材を産学連携により育成するプログラムを開発する取り組みを支援(平成17～19年度の3年度合計65件)</p> <p>○大学の先端的な技術シーズを実用化するための産学共同研究に対する支援(マッチングファンド形式)を実施また、これらを通じて大学発ベンチャーの創出を促進(大学発ベンチャー数1,590社(平成19年3月時点))</p> <p>○大学等における知的財産の創出・保護・活用等を戦略的に実施するため、大学等技術移転促進法に基づきTLOを承認するとともにTLOの行う産学連携活動を支援。(承認TLO数48機関(平成20年4月時点))</p> <p>○大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するためにイノベーション・ジャパンを実施。</p> <p>○中小企業の人材育成・確保等を図るため、高専等の設備を活用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの開発、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による実践的教育プログラムの充実など人材育成支援策を実施しているところ。</p> <p>(留学生30万人計画) ○今国会の福田総理大臣施政方針演説をふまえ、文部科学省を始め関係省庁において、計画の策定に向けて検討中。 ○自由民主党留学生等特別委員会においては、昨年11月以来、関係省庁や大学関係者からのヒアリングを実施するなど、今後の留学生政策の方向について審議しており、政府全体としての取組として、5月末を目途に中間報告をまとめる予定。</p> <p>(世界トップレベルの研究・教育拠点の形成) ○大学院研究科専攻等(博士課程レベル)における国際競争力のある世界的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援。 (平成19年度グローバルCOEプログラム採択件数:63件) ○高いレベルの研究者を中核とした研究拠点の形成を目指す構想に集中的な支援を行い、システム改革の導入などを促すことにより、世界第一線の研究者が集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」を形成。(世界トップレベル研究拠点(WPI)プログラム採択拠点:5拠点)</p> <p>(大学・大学院の高度人材育成) ○社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するため、大学・大学院における優れた組織的・体系的な取組を支援。 (平成19年度大学院教育改革支援プログラム採択件数:126件) ○専門職大学院における高度専門職業人の育成を推進。(平成20年度設置数:126大学174専攻) ○高度IT分野やサービス分野等において、大学・高等専門学校における産学連携による人材育成を推進するための取組を支援。 ○人材育成に関し、大学界と産業界の連携・協力を強化するため、産学双方向の対話と取組の場として「産学人材育成パートナーシップ」を創設。</p> <p>(産学官連携・ベンチャー企業育成) ○平成15年度から平成19年度まで大学等における知的財産の創出・保護・活用を組織的に実施するため、大学知的財産本部整備事業を43機関において実施。 ○平成20年度から新たに、イノベーション創出の原動力である大学等の知的財産戦略などが持続的に展開されるよう、主体的かつ多様な特色ある取組を国公立大学等を通じて支援し、産学官連携活動全体の質の向上を図るため産学官連携戦略展開事業を実施。 ○大学等の研究成果を基にした産学官連携による共同研究や大学発ベンチャー創出支援などの技術移転に係る研究開発を推進(国立大学等における共同研究件数12,405件(平成18年度)、大学等発ベンチャー数 1,574社(平成19年度3月末時点))。 ○大学等の海外特許出願支援など、優れた研究成果の技術移転活動を総合的に支援(平成19年度における独立行政法人科学技術振興機構の海外特許出願支援件数1,291件)。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・知的財産政策の強化 ー世界特許の構築に向けた制度・運用の国際調和・相互承認の推進 ー模倣品・海賊版対策の強化 ーわが国の先進的技術の国際標準化に向けた国際標準総合戦略の推進</p>	<p>【平成20年度自由民主党予算重点政策】 ○一つの発明が世界中で円滑に特許保護される「世界特許」の実現のために、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」草案の本年度中の合意にむけ、先進国間での交渉を加速させるとともに、米・韓・英・独に加え、欧州特許庁・豪・加等との間で審査協力を拡大していく。 【自民党政権公約2005】 ○知財立国を確立するため創設された知財高裁の活用、世界最高水準の迅速・的確性をもつ特許審査の実現。模倣品・海賊版拡散防止条約の締結などにより、知的財産の保護・活用の環境整備をさらに推進するとともに、コンテンツを活かした文化創造立国への取組を強化する。 【平成20年度自由民主党予算重点政策】 ○知財保護や国際標準化に関する取組の強化 国際標準化戦略目標の達成へ向け、官民一体で戦略的活動を推進する。</p>	<p>○一つの発明が効率的に世界中で特許保護される「仮想的な世界特許庁」の実現を目指し、各国政府との交渉やWIPO(世界知的所有機関)等での議論を通じ、特許制度の国際調和や審査協力を推進する。そのために、①「特許審査ハイウェイ」ネットワークの拡大に向けた取組の推進②サーチ・審査結果の早期発信③国際的な制度調和の議論の推進④途上国に対する審査協力の推進、審査体制構築の支援等を行う。 ○模倣品・海賊版対策の強化については、我が国が提唱している「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現を目指す。また、関係省庁・産業界と連携し、中国をはじめとした侵害発生国に対して官民合同ミッションの派遣等を通じた取締り強化の要請を行うとともに、相談・情報提供・消費者向け広報事業などを積極的に推進することにより、知的財産保護の強化【16.0億円】を行う。 ○我が国の国際標準化の推進のため、国際標準人材の育成、国際標準の提案件数の倍増・欧米並の幹事国引受数の実現に向けた取組の強化、アジア各国との連携による共通基盤の整備等を戦略的に実施する。</p> <p>○世界特許の構築に向けた制度・運用の国際調和・相互承認の推進 ・実体特許法条約(SPLT)について、その早期実現に向けた協議に関心国と進めている。また、特許協力条約(PCT)の改訂の議論にも積極的に参加する。 ○模倣品・海賊版対策の強化 ・我が国が提唱した、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想について、平成19年10月、米国やEU等とともにその実現に向けた報道発表を行い、本構想で実現すべき具体的内容について知的財産権保護に高い志を有する関係国との集中的な協議を開始した。その後、構想の早期実現に向け、本構想の提唱国として関係国との協議に参画し、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしている。また、これまでの取組を通じて、我が国は、本構想参加国の拡大に向けて、関係国に対し種々の働きかけを積極的に実施している。 ・海外において模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、全在外公館において知的財産担当官を任命している。 ・二国間で知的財産権保護の強化・協力に関する対話を継続するとともに、経済連携協定(EPA)においても、シンガポール、マレーシア、チリ、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとの間で知的財産権に関する規定を含む協定に署名、また締結し、現在ベトナム、インド、スイス、豪州との交渉においても知的財産権に関する規定を盛り込む方向で交渉を行っている。 ・知的財産権の国際的な保護を推進するため、G8サミット、APEC、OECD、WTO(TRIPS理事会)、WIPO(世界知的所有権機関)等での議論に積極的に参加している。</p>
	<p>・コンテンツ産業の育成 ー10年後に市場規模を約5兆円拡大(13.6兆円⇒18.6兆円)</p>		<p>○映画・アニメ・マンガ・キャラクター・TV番組等のマルチコンテンツを海外に発信する「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を開催する【17億円】 ○コンテンツ技術戦略マップに基づき、コンテンツ関連技術開発を促進するための「コンテンツオープン技術フォーラム」を開催し、技術開発のプラットフォームとする。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
5. 持続可能で活力ある経済社会の実現に向けたエネルギー政策と地球環境対策の推進	<p>・エネルギー安全保障の強化</p> <p>－戦略的なエネルギー関連施策・外交を展開</p> <p>－原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進</p> <p>－原油価格高騰の対策として、①他の消費国と連携し産油国に安定供給を働きかけ、②原油取引市場に対する省エネ対策や代替エネルギー開発の積極的な情報発信</p>	<p>【平成20年度予算重点政策】</p> <p>○エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するため、資源国のニーズを踏まえ、経済協力、貿易保険、人材交流、技術協力などの施策を講じることにより、戦略的な資源外交の展開を図る。また、海外の地質構造調査や民間企業へのリスクマネーの供給等を通じて石油・天然ガス・鉱物等の権益確保と供給源の多様化を図る。さらに、我が国の資源獲得能力強化に向けた研究開発を推進する。</p> <p>○業務・家庭部門等の幅広い分野で、規制と支援の両面から省エネ対策の抜本的強化を図るため、技術開発、高効率設備の導入支援、中小企業対策等を推進する。また、太陽光、蓄電システム、バイオマス、燃料電池等の先進的な技術開発、新エネ等の自立的普及に向けた導入支援等を推進する。さらに、アジア諸国等を中心に、人材育成や海外での実証事業を実施し、省エネ・新エネの推進を図る。</p>	<p>○近年の資源価格の高騰や、資源ナショナリズムの高まり、国際的な資源獲得競争の激化を踏まえ、我が国の経済活動や国民生活の根幹をなす石油・天然ガス、ウラン、レアメタル等の資源・エネルギーの我が国への一層の安定供給を図るための施策を戦略的に展開。具体的には、首脳や閣僚が先頭に立ち、経済界とも連携しつつ、産業協力や政府開発援助など、我が国の強みを最大限に活用した資源外交を積極的に展開した。</p> <p>○こうした取組に加え、石油・天然ガスの供給源の多様化を着実に推進するため、我が国資源開発企業へのリスクマネーの供給強化、非在来型資源の生産・利用技術などでの技術開発の推進などの取組を推進。また、ハイテク産業に不可欠なレアメタルについては、安定的な確保に向け、探鉱開発、代替材料開発、備蓄、リサイクル等総合的な対策を推進した。</p> <p>○さらに、本年3月には「資源確保指針」を閣議了解し、重要な資源獲得案件を政府及び関係機関が一体となって常時支援することを担保するための制度を構築した。</p> <p>○戦略的なエネルギー関連施策・外交を展開</p> <p>○原油価格高騰の対策として、①他の消費国と連携し産油国に安定供給を働きかけ、②原油取引市場に対する省エネ対策や代替エネルギー開発の積極的な情報発信</p> <p>(1) エネルギーの安定供給の確保及び供給源の多様化への取組</p> <p>・ハイレベルの要人往来(福田総理のロシア非公式訪問等)及びその際の経済界との連携強化(安倍総理(当時)の中東諸国訪問及びインドネシア等訪問)、ODA等の公的資金の戦略的活用、EPA/FTA、投資協定締結等の経済連携強化、幅広い関係強化(教育・人材育成など)等を通じた資源生産国との関係強化。</p> <p>・海外における自主開発や権益獲得への取組支援(資源確保指針の策定(本年3月閣議了解))・海上輸送路の安全確保(アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)に対する人材面・資金面での協力等)</p> <p>(2) 多国間協力とルールの強化</p> <p>・2007年G8ハイリゲンダム・サミットでは、気候変動問題への対応としてエネルギー効率向上の重要性について認識を共有。</p> <p>・2007年国際エネルギー機関(IEA)閣僚理事会において、エネルギー安全保障・経済成長・気候変動の一体的な解決のための方策を盛り込んだコミュニケを発出。また、エネルギー効率改善への取組、資源ナショナリズムへの対応、中・印等への働きかけ等について加盟国間で認識を共有。2007年9月から田中伸男氏が事務局長に就任。</p> <p>・エネルギーの貿易・通過・投資の促進について規定する唯一の国際約束であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関の議長に、我が国の河村EU日本政府代表部大使が就任。</p> <p>(3) エネルギー効率向上の世界への伝播</p> <p>・昨年(2006年)の第15回APEC首脳会議において、2030年までにAPEC域内のエネルギー効率を25%向上させること(対2005年比)及び各国が自主的な国別目標・行動計画を策定することで一致。また、第3回東アジア首脳会議(EAS)においては、我が国のイニシアティブにより、2009年までに各国が自主的なエネルギー効率目標を策定することで一致。</p> <p>(4) 原油価格高騰に関する産油国への働きかけ</p> <p>・世界で唯一の閣僚レベルの国際的な産消対話の場である本年4月の第11回国際エネルギー・フォーラムにおいて、我が国が議論を主導し、現在の石油価格に対する産消共通の懸念、石油・ガス分野への適時かつ十分な投資の確保、石油市場の透明性向上のためのデータ整備の重要性、省エネの推進等、我が国の主張が議長総括に盛り込まれた。</p> <p>○原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進</p> <p>・2007年、日露原子力協定及び日カザフ原子力協定締結交渉を開始し、早期締結を目指して両国と交渉中。また、2007年2-3月に我が国の使用済燃料を起源とするガラス固化体の欧州からの返送を実施し、今後も継続を予定。</p> <p>○再生可能エネルギーについては、導入補助の効率化、地域における集中的導入の支援、技術開発の重点化、2014年度までの利用目標量(160億kWh)を設定する等RPS法の着実な運用を行った。</p> <p>○省エネルギー対策については、事業者単位のエネルギー管理の導入や住宅・建築物に係る対策の強化などを内容とする省エネ法の改正を行った。また、トップランナー制度の対象機器に新たな機器を追加するなど適切に執行した。さらに、産業・民生・運輸部門の省エネ関連機器等の導入支援、省エネ技術開発等の施策を推進した。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>○安全確保の大前提の下、官民一体となって世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発、ウラン資源自主開発の推進及び人材育成等を行うとともに、高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた関係者と一体となった取組、プルサーマルを含む核燃料サイクルの推進に向けた、個別立地対策、広報・広聴活動の実施や関連産業の強化、放射性廃棄物対策の強化等を行う。</p>	<p>○「原子力政策大綱」で定めた「2030年以降も原子力発電が総発電電力量の30～40%程度以上とすること」等の基本方針の実現に向けて策定した、「原子力立国計画」に沿って、①バックエンドリスク対応、新・増設の初期投資負担平準化の企業会計上の措置及び廃炉負担の平準化並びに原子力発電のメリットの可視化、②カザフスタン等との戦略的資源外交の展開、③プルサーマルを含む核燃料サイクルの推進、④高速増殖炉サイクル早期実用化に向け「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」の開始、⑤官民一体での次世代軽水炉開発の事業化調査及び技能者育成支援の実施、⑥我が国原子力産業の国際展開支援（原子力発電導入予定国に対する人材育成等の支援、日米原子力エネルギー共同行動計画の策定及び第1回運営委員会の開催等）、⑦国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)構想及び核燃料供給保証構想に関する提案等を通じた協力、⑧放射性廃棄物の地層処分技術開発及び最終処分地候補地選定に向けた取組の強化、長半減期低発熱放射性廃棄物(TRU廃棄物)地層処分事業の制度化、国民との相互理解を深めるためきめ細かい広聴・広報活動、等を実施。</p> <p>○2007年11月、総合資源エネルギー調査会放射性廃棄物小委員会において、処分事業を推進するにあたり、国が前面に立つべきことや広報を拡充すべきこと等の取組みが報告書としてとりまとめられた。処分事業を着実に進めるため、引き続き、原子力発電環境整備機構(NUMO)や電気事業者等とともに連携しながら、国が前面に立って、国民全般や地域と相互に理解を深められるよう最大限努力していく。</p> <p>○立地地域との共生政策については、電源三法交付金制度や電源地域への企業誘致補助制度等による、電源立地地域の振興、立地地域におけるシンポジウムや説明会等を通じた住民との対話の強化などにより、地域との良好な関係の構築に取り組んだ。</p> <p>○原油価格高騰に対応するため、産油国・消費国双方に対して、石油需給等を始めとするファンダメンタルズの安定に向けた働きかけを行うなど、石油市場の安定に向けた取り組みを実施。具体的には、本年1月にダボスにて主要消費国閣僚会合を開催し、原油高に対して主要消費国が省エネ、新エネ対策などを率先して今まで以上に強力に行う決意を確認。更に、消費国がそれぞれのチャンネルを通じて産油国に対して増産等の取り組みを働きかけていくことで一致。また、4月の第11回国際エネルギーフォーラム(IEF)では議論を先導し、現在の石油価格に対する産・消共通の懸念、石油・ガス分野への適時かつ十分な投資の確保、石油市場の透明性向上のためのデータ整備の重要性、省エネの推進等我が国の主張が議長総括に盛り込まれた。その他、様々な産油国や消費国との会談の場で、ファンダメンタルズの改善に向けた取組強化を、産油国・消費国双方に働きかけた。また、6月7、8日に開催予定の5カ国エネルギー大臣会合、G8+中・印・韓エネルギー大臣会合においても、現在の原油価格高騰について更に突っ込んだ議論を行うこととしている。</p>
		<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○129.暮らしの安全を支えるエネルギー・水・食料の戦略的確保 核燃料サイクルの早期確立や高レベル放射性廃棄物処分場の確保に向けた国民の理解獲得、次世代軽水炉の開発、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた研究開発等に取り組む。</p>	<p>(原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進)</p> <p>○高速増殖炉サイクル技術を国家基幹技術として位置付け、関係者(国・電気事業者・メーカー・研究開発機関)が一体となって早期実用化に向けた協議を行うとともに、実用化に向けた研究開発を推進している。平成20年度中には高速増殖原型炉「もんじゅ」が運転を再開する予定。</p> <p>○将来のエネルギー源の一つとして有望な核融合エネルギーの実現に向けて、国際協力の下推進している。平成19年4月に所要の法改正を経て同年6月に幅広いアプローチ協定、同年10月にITER協定が発効した。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績															
	<p>・民間主導による低CO2経済社会の形成</p> <p>－環境税や国内排出権取引制度などの経済統制的な施策の不採用</p> <p>－民間活力を重視した対策推進(経団連環境自主行動計画の尊重、国民運動の展開、サマタイムの導入)</p> <p>－環境・エネルギー関連のブレイク・スルー技術開発の強力な推進</p> <p>－わが国環境技術の活用による地球規模の温暖化防止への貢献の拡大</p>	<p>【平成20年度税制改正大綱】</p> <p>○我が国は、来年のG8北海道洞爺湖サミットを控え、環境先進国として世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>【連立与党重点政策(第21回参議院選挙)】</p> <p>○京都議定書の目標を確実に達成するため、温暖化対策を抜本的に強化すると共に、「1人1日1kg」のCO2削減をめざす国民運動を展開する。</p> <p>【平成20年度予算重点政策】</p> <p>○京都議定書目標達成計画に向けて、自主行動計画の目標引き上げや対象範囲の拡大、「国内CDM」による中小企業等の排出削減支援や代替フロン等3ガス対策の強化、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動の展開、省エネルギー・新エネルギー対策等を一層推進するとともに、京都メカニズムの活用による排出削減量の取得を実施する。</p> <hr/> <p>【平成20年度税制改正大綱】</p> <p>環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】</p> <p>○わが国の国際約束である温室効果ガス排出量6%削減の目標達成を目指すなかで、地域における取り組みを活性化すよう、再生可能エネルギー、省エネルギーの面的導入やバイオ燃料の生産・利用の拠点づくり、省CO2型のまちづくりへの助成等を行う。</p> <p>国民の日常生活から温室効果ガスの排出を抑制するため、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた運動を全国的に展開するとともに、地域の創意工夫を活かした温暖化対策の取り組みを支援する。</p> <p>○省エネルギー技術開発の推進、先進的な省エネ設備・間きの導入支援等により、省エネルギーを一層推進する。また、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーについて、コスト削減のための技術開発や実証事業、設備導入の補助等の促進を図る。さらに、中国をはじめとするアジア諸国への省エネルギー協力の推進等、エネルギー国際協力の戦略的展開を図る。</p>	<p>○平成20年4月に自民党地球温暖化対策推進本部を設置。京都議定書の目標達成及び2050年での世界の排出量半減を達成するため、現在実施・計画されている政策を越え、新たな政策について検討し、具体策を取りまとめることとしている。</p> <p>○環境税については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」と位置付けている。</p> <p>○国内排出量取引制度については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)において、「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度の評価・検証により見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である」と位置付けている。</p> <p>○わが国環境技術の活用による地球規模の温暖化防止への貢献の拡大</p> <p>平成14年に策定した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」において、「我が国の経験と科学技術の活用」を基本方針の一つに掲げ、ODAを通じた地球温暖化対策に取り組んできている。また、平成20年1月のダボス会議において、「クールアース推進構想」の一つの柱として、排出削減と経済成長の両立を目指す途上国を支援するため100億ドル規模の新たな資金を活用した「クールアース・パートナーシップ」を構築するとともに、別途、米国、英国とともに多国間の新たな基金を創設することを提案した。「クールアース・パートナーシップ」については、既にインドネシア他数カ国との間で推進中である。</p> <hr/> <p>○排出抑制等指針を策定・公表し、算定・報告・公表制度を企業単位・フランチャイズチェーン単位に見直すなど、業務、家庭等の各部門における対策を確実に進めることを目的とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法)を第169回国会に提出し、審議中。</p> <p>○「京都議定書目標達成計画」を3月28日に改定し、削減目標達成に向けて対策を強化。</p> <p>○政務調査会長の下に「地球温暖化対策推進本部」が設置され、4月9日から、国民運動、支援措置、国内排出量取引等の経済的措置の3分野を中心に検討を進めているところ。</p> <p>○平成19年度及び20年度予算において、政府全体で京都議定書目標達成計画関係として以下のとおり措置。</p> <table border="1" data-bbox="1605 1092 2896 1239"> <thead> <tr> <th>【分類別内訳】</th> <th>H20</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都議定書6%削減約束に直接効果があるもの</td> <td>5,194億円</td> <td>5,093億円</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス削減に中長期的に効果があるもの</td> <td>3,095億円</td> <td>2,764億円</td> </tr> <tr> <td>その他結果として温室効果ガス削減に資するもの</td> <td>3,430億円</td> <td>3,777億円</td> </tr> <tr> <td>基盤的施策など</td> <td>447億円</td> <td>410億円</td> </tr> </tbody> </table>	【分類別内訳】	H20	H19	京都議定書6%削減約束に直接効果があるもの	5,194億円	5,093億円	温室効果ガス削減に中長期的に効果があるもの	3,095億円	2,764億円	その他結果として温室効果ガス削減に資するもの	3,430億円	3,777億円	基盤的施策など	447億円	410億円
【分類別内訳】	H20	H19																
京都議定書6%削減約束に直接効果があるもの	5,194億円	5,093億円																
温室効果ガス削減に中長期的に効果があるもの	3,095億円	2,764億円																
その他結果として温室効果ガス削減に資するもの	3,430億円	3,777億円																
基盤的施策など	447億円	410億円																

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>144. 京都議定書目標の確実な達成に向けた制度等、あらゆる面からの抜本的強化 京都議定書目標を確実に達成するため、産業界の削減努力の確実な実施とさらなる深掘りに加え、排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策を抜本的に強化する。このため、地球温暖化対策推進法を抜本的に見直すとともに、財源の確保を十分に図るなど、政府の行う対策を一層強化する。率先的取組みとして、今年度中に政府公用車にバイオ燃料を完全に導入する。</p> <p>145. 世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進 製品・サービスごとにCO2排出量を表示するなど環境配慮の「見える化」による省エネ行動の徹底、省エネ家電買換促進に向けた地域の新しい取組みへの支援、住宅・建築物の省エネ化、環境にやさしい行動に応じてポイントがたまる「エコポイント」などによる省CO2型製品・サービスの普及、クールビズの定着や「サマータイム」についても国民の理解を得つつその導入について前向きに検討するなど、官民力を合わせてビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開し、「1人1日1kg」のCO2削減を目指す。</p> <p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○106. 科学技術による環境問題の克服と経済成長の両立 科学技術と原子力の研究開発を同時に進め、環境・エネルギー問題の克服を目指す。</p>	<p>政策実現に向けた取り組みと実績</p> <p>○バイオ由来燃料や住宅の省エネルギー改修、高効率のビルシステムなどに対する減税措置を20年度から新たに導入。</p> <p>○地域における取組を活性化させるため、平成19年度に以下の予算措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー高度導入地域整備事業 7.5億円 ・街区まるごとCO2 20%削減事業 6億円 ・メガワットソーラー共同利用モデル事業 4億円 ・エコ燃料実用化地域システム実証事業費 27.8億円 ・エコ燃料利用促進補助事業 8億円 等 <p>上記の事業を引き続き実施するとともに、新たに平成20年度の予算として、以下を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業 2.5億円 ・エコ住宅普及促進事業 1億円 等 <p>○実用的な温暖化対策技術の開発について、公募により選定した民間企業等を支援。(平成19年度 33億円 平成20年度 37億円)</p> <p>○国民運動については、「チーム・マイナス6%」のもと、オフィスでの「クールビズ」・「ウォームビズ」の取組に加え、家の中での取組として「うちエコ」など、国民に具体的な行動を呼びかけるキャンペーンを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化大規模「国民運動」推進事業 27億円 等 <p>○途上国等の公害対策等と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策を推進。(平成19年度 9.7億円、平成20年度 12.7億円)</p> <p>(環境・エネルギー関連のブレイク・スルー技術開発の強力な推進)</p> <p>○CO2削減効果の大きい革新的技術として高速増殖炉サイクル技術に関する研究開発を推進するとともに、核融合技術に関する研究開発についても長期的観点から推進する。</p> <p>○希少資源の供給問題対策として代替材料の開発の推進など、ナノ・材料分野の技術を活用した環境問題への対応を積極的に推進。</p> <p>(わが国環境技術の活用による地球規模の温暖化防止への貢献の拡大)</p> <p>○的確な地球温暖化対応策を講じるための地球環境の正確・詳細な把握と情報提供機能の強化のため、現状では不十分なCO2量の実測強化や気候変動予測の高度化を図るとともに、こうした観測・予測から得られた成果をIPCCや、開発途上国を中心とした世界各国に情報提供する。(IPCC第4次評価報告書には、地球シミュレータを活用した温暖化予測研究が貢献した)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・ポスト京都の国際的枠組みの構築 一米中印を含む全主要排出国が参加しやすい柔軟で多様性のある新たな国際的枠組みの構築</p>	<p>【連立与党重点政策(第21回参議院選挙)】 ○「環境外交」の推進で、全ての主要排出国が参加する新しい枠組みの構築へ主導力を発揮し、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減する。</p> <p>【平成20年度予算重点政策】 ○我が国が提唱する「3原則」(①全ての主要排出国の参加、②柔軟性と多様性、③環境保全と経済成長の両立)に基づき、省エネルギー国際協力や原子力の国際的な利用拡大の促進により、2013年以降の枠組み構築に向けて、我が国が主導的役割を果たす。また、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」という長期目標に向けて、革新的技術の開発を推進する。</p> <p>等</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！」】 ○153. 北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開 大気中の温室効果ガス濃度の安定化のためには、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」することが必要である。そのため、「21世紀環境立国戦略」およびその中核をなす「美しい星50」に則り、来年のG8洞爺湖サミットを機に、米国、中国、インドなど主要な排出国が参加する枠組みを構築するためにリーダーシップを発揮する。あわせて、途上国の支援のために新たな「資金メカニズム」を国際協調で構築するなど、途上国の排出削減や適応策を支援する。</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！」】 ○153. 北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開 大気中の温室効果ガス濃度の安定化のためには、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」することが必要である。そのため、「21世紀環境立国戦略」およびその中核をなす「美しい星50」に則り、来年のG8洞爺湖サミットを機に、米国、中国、インドなど主要な排出国が参加する枠組みを構築するためにリーダーシップを発揮する。あわせて、途上国の支援のために新たな「資金メカニズム」を国際協調で構築するなど、途上国の排出削減や適応策を支援する。</p>	<p>○平成19年12月に開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)では、2013年以降の枠組みに関する包括的交渉の道筋を示すパリ・ロードマップが合意され、我が国が主張するように、気候変動枠組条約の下に全ての主要排出国が参加する交渉の場(AWG)が立ち上がり、具体的な枠組みの在り方について議論が開始された。</p> <p>○平成20年1月のダボス会議においては、世界全体の温室効果ガスの削減に向け、福田総理から①セクター別アプローチを含むポスト京都フレームワーク、②クールアースパートナーシップによる途上国支援等の国際環境協力、③イノベーションを核とした「クールアース推進構想」を提唱。</p> <p>○「セクター別アプローチ」については、平成20年3月のG20対話(気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚対話)では、公平で実効性のある将来枠組み構築のための「セクター別アプローチ」についても、我が国が国際的なリーダーシップをとりつつ、今後、議論を深めていくことで合意された。米国主催のMEM(主要経済国会合)においても、セクター別アプローチに係る検討がなされており、平成20年4月に第3回にワークショップが開催された。また、平成20年4月の日・EUサミット、5月の日中首脳会談では、セクター別アプローチの有用性に対して積極的な評価を受けた。なお、セクター別アプローチを実践する官民パートナーシップであるアジア太平洋パートナーシップ(APP)では、平成19年10月に第2回閣僚関係会合を開催し、省エネ技術協力などを実際に進める18件のフラッグシッププロジェクトが承認され、カナダの参加も決定した。</p> <p>○「Cool Earth 50」の実現に向けた革新的エネルギー技術開発の推進(再掲) 総理イニシアティブ「美しい星50」における「2050年までに世界での温室効果ガス排出量半減」という長期目標の達成に向け、国際連携による先進的な技術開発を世界レベルで加速するとともに、2050年におけるCO2大幅削減に向け、省エネ、新エネ、原子力、燃料等の分野において、エネルギー需給構造を革新する技術開発の強化を図る。具体的には、本年3月に「Cool Earth エネルギー革新技術計画」を策定し、重点的に取り組むべき革新技術として21技術を選定し、技術ロードマップ、国際連携の在り方を提示した。</p> <p>これまでの首脳レベルを含む外交的働きかけにより、福田総理が1月のダボス会議で表明した「クールアース推進構想」への理解促進が進んでいる。例えば、5月の胡中国国家主席との首脳会談では、同国が実効的な次期枠組みを強化する交渉に積極的に参加することを確認できた。今後は、バイやマルチの様々な会合で得られた成果を踏まえ、平成19年12月の気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)で立ち上げられた新たな検討の場、エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合(MEM)、平成20年7月の北海道洞爺湖サミット、平成20年12月のCOP14及び京都議定書締約国会合(COP/MOP4)などの機会を通じて、すべての主要経済国が責任ある行動を行う、実効性ある2013年以降の枠組みの構築に向けて、引き続き国際的に議論をリードしていく。</p> <p>○「美しい星50」の原則及び「クールアース推進構想」に基づき、気候変動枠組条約締約国会議をはじめとする各般の場において国際交渉に臨み、洞爺湖サミットに向けてイニシアティブを発揮すべく取り組んでいるところ。</p> <p>○「美しい星50」の原則及び「クールアース推進構想」に基づき、気候変動枠組条約締約国会議をはじめとする各般の場において国際交渉に臨み、洞爺湖サミットに向けてイニシアティブを発揮すべく取り組んでいるところ。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・廃棄物・リサイクル法制の見直し</p> <p>—政府・自治体・消費者・事業者の各々が適切な役割を果たす仕組みを構築し、有効な資源循環と適正な廃棄物処理を実現する循環型社会を実現</p> <p>—微量PCBが混入した廃重電機器(コンデンサ、トランス)の安全かつ合理的な処理方策の整備</p>	<p>【平成20年度予算重点政策】</p> <p>廃棄物の排出削減・再使用・再生利用を国内外で進め、循環型社会の構築を図る。</p> <p>等</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】</p> <p>○資源を循環的に利用する地域社会づくりを促進するため、市町村が広域的に連携して循環型社会に向けた計画を策定し、リサイクルやエネルギー回収のための施設を整備する取組を支援する。</p> <p>○また、NPOや企業が連携して行う循環型社会形成の実証事業を実施する。</p>	<p>○平成20年度予算において、エコタウンを有する地方自治体の協力を得て、中国との間で循環型都市に関する協力を実施するため、国際循環システム対策費(0.7億円の内数)を措置。</p> <p>○平成20年度予算において、川上・川下企業の連携(「すりあわせ」)によるロス削減の促進を通じて、省資源型ものづくりの普及を目指すため、資源生産性向上連携促進事業費(3.5億円)を措置。</p> <p>○家電リサイクル制度について見直しを行い、新規品目の追加や透明性の確保等の具体的対策を推進しているところ。</p> <p>○建設リサイクル制度の施行状況について評価・検討を進めているところ。</p> <p>○低炭素社会等との統合的取組、地域循環圏の構築、循環型社会の数値目標、国際的な循環型社会の構築等を盛り込んだ「第二次循環型社会基本計画」を策定(3月25日)</p> <p>○平成20年度予算において、市町村の自主性と創意工夫をいかし、地域における循環型社会づくりを支援するため、循環型社会形成推進交付金等(796億円)を措置。</p> <p>○平成20年度予算において、地域特性に着目しつつ、廃棄物系バイオマスの具体的な再生利用手法を提示するため、廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業(3.3億円)を措置。</p> <p>○平成20年度予算において、関係者の優れた取組の共有とその全国への普及を図ることで、地域からの循環型社会づくりと地域の活性化につなげる、地域からの循環型社会づくり支援事業(0.6億円)を措置。</p> <p>○微量PCB混入廃電機機器等の民間による処理体制の整備を促進させるため、実証実験の実施とともに、今後の処理推進方策について検討を進めているところ。この他、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、拠点的広域処理施設の処理体制の整備を進めているところ。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
6. 公徳心を持ち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進	<p>・新教育基本法の理念に基づく施策の展開等</p> <p>－日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実</p> <p>－公徳心を持つ人材の育成に向け、若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境の整備、税制等により社会教育を担うNPO等の活動を支援</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○「成長」の礎は、次代を担う子供や若者たちの輝き。確かな学力を培う。健全な精神を育成する。新しい教育基本法のもと、総がかりで「教育を再生」する。</p> <p>○102.「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興</p> <p>文化財の保存・整備を充実し、これを活用した地域活性化の取組みを支援する。また、子どもたちが芸術文化や伝統文化に親しむ機会を拡充する。</p>	<p>(文化財保護の取組)</p> <p>○伝統文化子ども教室事業</p> <p>次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。(平成20年度予算額 1,995百万円)</p> <p>(子どもの文化芸術体験活動の推進)</p> <p>○感性豊かな文化の担い手育成プランとして、子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国文化を継承・発展させる環境の充実を図る。(平成20年度予算額:6,282百万円)</p> <p>(日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実)</p> <p>○現行の学習指導要領では例えば、①音楽科で我が国の古典音楽や和楽器等を取り上げ、②社会科で、我が国の郷土や発展に尽くした先人の働きや、我が国の文化遺産について調べることとしている。</p> <p>○本年3月に公示した改訂学習指導要領においても、①国語科で古文・漢文の音読を取り上げる、②社会科で国宝などの文化遺産や江戸時代の教育文化や近現代史などの歴史学習を充実する、③道徳において、先人の伝記や伝統と文化などの教材を活用し、指導を充実すること、④歴史学習を充実することなど、我が国の伝統と文化に関する学習内容を大幅に充実したところ。</p> <p>(公徳心を持つ人材の育成に向け、若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境の整備)</p> <p>○学校における体験活動の推進を図る「豊かな体験活動推進事業」において、社会奉仕体験活動など他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果の普及を図っている。平成20年度は新たに「高校生の社会奉仕活動推進校」を指定。</p> <p>○学校内外を通じた体験活動の充実や地域住民によるボランティア活動を推進するとともに、NPO等との連携による生涯学習の推進に努めている。</p> <p>○教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する、「社会教育法等の一部を改正する法律案」を、平成20年2月29日に国会に提出。</p>
	<p>・教育振興基本計画の策定・実施等</p> <p>①学校の選択・評価</p> <p>－学校選択制の拡大、教育の受け手の評価を踏まえた学校評価システムの充実、学校選択の結果を反映した予算配分の実現)</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○008.「確かな学力」と「規範意識」の育成</p> <p>学校評価を一層推進し、教育水準の向上を目指す。</p>	<p>(教育振興基本計画の策定)</p> <p>○教育振興基本計画については、平成20年4月18日に中央教育審議会から答申されたところ(「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～」)。この答申を受け、また、答申後の様々な議論も踏まえて文部科学省が作成した教育振興基本計画案について、現在、関係省庁間で調整を行っているところであり、近く、教育振興基本計画が策定される予定。</p> <p>(学校評価)</p> <p>○平成19年6月に学校教育法を改正し、学校評価の実施とその結果に基づく学校運営の改善について規定。その後の平成19年10月の学校教育法施行規則改正により、自己評価の実施及び結果の公表を義務化、保護者等による学校関係者評価の実施及び結果の公表を努力義務化。</p> <p>(学校選択の拡大)</p> <p>○児童生徒が就学する学校の変更を相当と認める場合の要件及び手続を公表していない市町村教育委員会に対し、ただちに公表を行うよう求める通知を文部科学省から平成20年3月に発出。この通知により、児童生徒の就学する学校を変更することができる機会が拡大されることとなった。</p>
	<p>②学校や地方への権限委譲</p> <p>－学校(校長)や地方に対する人事、予算、学級編成・教育課程の編成などに関する権限委譲</p>		<p>(原費負担教職員の人事権等の市町村への移譲)</p> <p>○教職員の人事権の移譲については、平成19年3月の中央教育審議会において、依然として関係者間で意見の隔たりが大きく、引き続き検討していく必要があるとされた。これを踏まえ、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方、学級編制や教職員定数などについて意見交換を行う「原費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」を設置し、関係者が納得できる人事権等の在り方について検討中。</p> <p>(学校の裁量権拡大)</p> <p>○各教育委員会に対して、教育委員会の許可・承認等の縮減による学校への関与縮減や予算に関する学校の裁量拡大などの取組を促してきている。</p> <p>(教育課程の編成に関する権限委譲)</p> <p>○地域の特色を生かした教育課程を編成する構造改革特区研究開発学校設置事業について、基本的な枠組みを維持しつつ全国化し、これまで内閣総理大臣の認定により行われていた教育課程の編成の特例を文部科学大臣の指定により可能とした(平成20年4月)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>③教員育成</p> <p>－実践的な内容で厳格な修了認定が伴うよう、教員免許更新制の具体的な制度設計を実施</p> <p>－教員養成・採用制度の改善</p> <p>－教育の受け手による教員評価制度の普及・促進、</p> <p>－評価結果の教員配置・処遇への反映</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○002.教員の資質・能力の向上</p> <p>「教員免許更新制」や不適格教員を教壇に立たせないようにするシステムを円滑に実施する。大学における教員養成の改善・充実、優秀教員の積極的な表彰、メリハリある教員給与体系などを実現する。</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○「教員免許更新制」の円滑な実施に向け、全国的な免許管理システムの構築や免許更新講習を受講しやすい環境作りのために、国による支援を進めます。</p> <p>○さらに、大学の教員養成カリキュラムの改善を実施するとともに、大学の教員養成課程について、問題が認められた場合には、是正勧告や認定取消しを可能とする仕組みを制度化するなど、教員養成段階の改善を図ります。</p>	<p>(実践的な内容で厳格な修了認定が伴うよう、教員免許更新制の具体的な制度設計を実施)</p> <p>○平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年度からの教員免許更新制の導入が決定。これに伴い、平成20年3月、免許状更新講習の内容や、受講者による事後評価の義務づけによる講習の質の確保、修了認定の基準等、制度の具体的な運用について規定した教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則等を整備。また、平成20年度に「免許状更新講習プログラム開発委託事業」として、101大学等に対して免許状更新講習の試行を委託。</p> <p>○今後は、制度の周知や各大学等への試行成果の普及を進めるなど、教員免許更新制の円滑な実施のために必要な取組を実施予定。</p> <p>(教員養成・採用制度の改善)</p> <p>○平成18年7月の中央教育審議会答申を踏まえ、現在、教職課程の質的水準の向上について、教職課程への教職実践演習の導入や、国による各大学の教職課程の是正勧告、認定取り消しを定める教育職員免許法施行規則の改正を検討中。また、教職大学院の創設については、平成19年3月に専門職大学院設置基準等を改正し、本年4月から19大学において教職大学院が設置されている。</p> <p>○平成20年1月に、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、社会人等多様な人材を確保するための採用選考の実施などの教員採用等の改善について、通知。</p> <p>(教育の受け手による教員評価)</p> <p>○「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を受けて、平成19年3月30日に文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を発出し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度に係る運用上の工夫等について提示。</p> <p>○平成18、19年度に調査研究事業を実施し、教員評価制度の一層の改善に取り組む教育委員会を支援。</p> <p>(評価結果を反映した教員の処遇)</p> <p>○平成19年3月29日に出された中央教育審議会の答申において、各任命権者が進めている教員評価の結果を任用や給与上の措置などの処遇に適切に反映させるよう促し、教員の指導力や勤務実績が処遇上報されるようにしていくことが必要と結論。</p>
	<p>④教育現場と企業との連携</p> <p>－キャリア教育、環境教育、ものづくり、食育などの教科横断的分野での教育現場と企業との連携促進</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実現に！」】</p> <p>○009.青少年の健全な育成</p> <p>健全な青少年を育成する社会の構築をめざし、「青少年育成施策大綱」等に基づき、青少年の育成に係る施策を総合的・効果的に推進し、若年層の職業観・勤労観及び職業に関する知識・技能の育成等を図るためキャリア教育等を一層推進する。</p> <p>○047.「食育」－食べる・つくる・育む－</p> <p>国民の心と体の健康を守り、豊かな人間性を形成し、健全な食生活を実現するため「食育基本法」に基づき「食育」を推進する。「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及や「教育ファーム」等の農林業体験活動や地産地消を進め、「食育」を国民運動としてさらに展開する。</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○健全で恵み豊かな環境を軸とした活力ある経済社会の創出</p> <p>いつでも、どこでも、だれでも、環境について学び、行動できる環境教育プログラムを提供します。</p> <p>○日本のものづくりを支える人材を育成するため、地元産業界の協力の下、大学・高専・工業高校における実践的教育の促進を図ります。</p>	<p>○小中高等学校による国際的なネットワークの形成を図る「ユネスコ・スクール」事業等において、ユネスコの教育活動と企業のCSR活動との連携を図り、国際理解教育、環境教育、エネルギー教育などの持続可能な社会づくりのための担い手づくりに向けた持続発展教育(ESD)を推進する。</p> <p>○文部科学省において、学校での食に関する指導につき、家庭や地域の教育関係者、生産者、関係機関・団体等の協力を得ることや地域での食育の取組との連携を図ることを求めている。</p> <p>○児童生徒に職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力・態度を育成するため、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進している。中学校を中心に5日間以上の職場体験などを行う「キャリア・スタート・ウィーク」事業については、平成19年度は193地域、896校において実施。</p> <p>○工業高校等の専門高校において、地域産業界と連携して、現場実習等を通じた実践的職業教育を関係省庁が連携して支援。</p>
	<p>⑤高等教育の充実</p> <p>－高等教育機関の教育・研究活動に対する評価の充実と評価の予算配分や教員の処遇への反映</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実感に！」】</p> <p>○006.国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開</p> <p>国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。</p>	<p>○平成22年度より始まる次期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分が各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう「見直しの方向性」を本年4月に公表。</p> <p>○私立大学等経常費補助金においては、各私立大学における教育研究環境の整備状況や、自己点検・評価の実施及び公開状況等に応じて補助金額を増減させるなど、メリハリのある資源配分を実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	<p>・雇用・就労形態の多様化を推進する環境整備</p> <p>－専門性や創造性が高い仕事を行う労働者を対象に、労働時間規制の枠を超えて勤務形態を柔軟化し、労働生産性の向上、ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>－企業・職場の実態に即した柔軟な働き方の促進</p>	<p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現</p> <p>すべての働く人が、子育てとの両立など仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた生き方を選択できるよう、長時間労働の是正やテレワークの推進、子育てと仕事の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進など、働き方の改革を推進します。</p> <p>【福田総理所信表明演説】</p> <p>昨年末に策定された仕事と生活の調和実現のための憲章等を踏まえ、国民運動を通じた社会的気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制など、社会全体での働き方の改革を進め、仕事と生活の調和を推進してまいります。</p> <p>【安倍総理所信表明演説】</p> <p>成長に貢献するイノベーションの創造に向け、医学、工学、情報技術などの分野ごとに、2025年(平成37年)までを視野に入れた、長期の戦略指針「イノベーション25」を取りまとめ、実行します。自宅での仕事を可能にするテレワーク人口の倍増を目指すなど、世界最高水準の高速インターネット基盤をフル活用し、生産性を大幅に向上させます。</p> <p>「『美しい国日本』に向けた155の約束」</p> <p>069. 子育てと仕事の両立のための環境づくり</p> <p>先般の雇用保険法の改正により育児休業給付を休業前の賃金の4割から5割に引き上げるとともに、育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設した。これに加えて、育児休業や子育て期の短時間勤務など子育てと仕事の両立を支援する制度を利用しやすい職場環境づくりや事業所内託児所への支援を推進する。</p>	<p>○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定を踏まえて「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の改正を行い、平成20年4月1日より適用した。</p> <p>○先進的モデル事業により、社会的気運を醸成する。</p> <p>○職場意識改善助成金の創設により、労働時間等の設定改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する支援を実施する。</p> <p>○中小企業労働時間適正化促進助成金の実施により、長時間労働を抑制するよう事業主の自主的な改善を促している。</p> <p>○時間外労働協定の適正化に係る窓口指導の実施、問題が認められる事業場に対する監督指導等を実施する。</p> <p>○テレワーク相談センターやテレワーク・セミナーの開催により、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p> <p>○平成20年度予算において、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、実際に利用者が出た場合に事業主に助成する制度を創設するとともに、従業員のための事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。</p>
	<p>・民間の活力を重視した職業能力開発</p> <p>－職業紹介・相談や能力開発に対する民間委託を拡大し、労働市場を活性化</p> <p>－若年者雇用の促進に向けた職場体験やインターンシップの推進とジョブ・カード構想の実現</p>	<p>【自民党政策パンフレット「成長を実現に！」】</p> <p>○009. 青少年の健全な育成</p> <p>健全な青少年を育成する社会の構築をめざし、「青少年育成施策大綱」等に基づき、青少年の育成に係る施策を総合的・効果的に推進し、若年層の職業観・勤労観及び職業に関する知識・技能の育成等を図るためキャリア教育等を一層推進する。</p> <p>【自民党重点施策2007】</p> <p>「公共サービス改革法」に基づき、公共サービスの担い手を官と民で競争入札する「市場化テスト」の対象事業を拡大し、公共サービスの質の向上と経費削減を図る。</p> <p>【第169回国会福田内閣総理大臣施政方針演説】</p> <p>「ジョブ・カード」制度を4月から導入する。</p>	<p>○児童生徒に職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力・態度を育成するため、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進している。中学校を中心に5日間以上の職場体験などを行う「キャリア・スタート・ウィーク」事業については、平成19年度は193地域、896校において実施。</p> <p>○工業高校等の専門高校において、地域産業界と連携して、現場実習等を通じた実践的職業教育を関係省庁が連携して支援。</p> <p>○産学協同による質の高い長期インターンシッププログラムの開発・実施を行う取組を支援した。</p> <p>○平成19年度より求人開拓、人材銀行及びキャリア交流プラザにおいて市場化テストを本格的に実施したところであるが、無料の職業紹介事業においても、東京23区内のハローワーク2カ所(渋谷・墨田)において、市場化テストを実施することとし、平成20年3月21日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の一部改正法案を国会に提出したところ。</p> <p>○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年法律第51号)に基づく、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する「アビリティーガーデン」における職業訓練事業の市場化テストについては、開発・試行実施終了後一定期間が経過した在職者訓練6コースについて平成19年度に事業を実施し、機構において評価委員会を開催しているところである。</p> <p>○インターンシップについては、大学生を対象として、事業主団体にインターンシップ受入企業開拓等の事業を委託し、その推進に努めており、平成19年度上半期において、約7千9百件の受入企業を確保し、約3千9百の企業で約1万1千人の学生が参加したところである。また厚生労働省において、小中高校生を対象に就業体験を行うジュニア・インターンシップを実施しており、文部科学省の「キャリア・スタート・ウィーク事業」との連携の下、平成19年度において、約7万3千人が参加しているところである。</p> <p>○4月よりジョブ・カード制度を施行((株)キャノンや(株)松下電器等においては、新たに創設した訓練メニューを実施。)。4月末現在、約4,000人に対して訓練が開始されている。同制度の整備・充実を図るため、①訓練メニューや企業への助成措置の拡充、②訓練実施企業の開拓等を行う地域ジョブ・カードセンターの設置(全国47箇所)、③キャリア・コンサルタントを対象にしたジョブ・カード講習の実施等に取り組んでいる。</p> <p>※「ジョブ・カード制度」:フリーター等職業能力形成機会に恵まれない方々が正社員になることを目的として、キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業における実習と座学とを組み合わせた訓練を受け、企業による評価のほか職務経歴等の情報を「ジョブ・カード」として取りまとめ、就職活動などに活用する制度。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・雇用保険関連事業等の見直し ー雇用保険二事業を失業予防への効果の観点から見直し、効率化 ー社会復帰促進等事業の整理・削減 ー試行雇用(トライアル雇用)の促進による企業の実態に即した障害者雇用政策の推進</p>	<p>【政権公約2005】 特別会計・特定財源の制度の見直し 非効率な特別会計や特定財源について、事業のあり方や経営形態の観点も踏まえ、聖域なく抜本的に見直すこととし、早期に「特別会計整理合理化計画」を策定する。</p>	<p>○雇用保険二事業については、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の意見を聞きながら、透明でわかりやすい事業運営を行うとともに、失業等給付の抑制に資する観点から、個別の事業についてPDCAサイクルによる目標管理を実施し、既存事業を的確に見直し、平成20年度予算に反映させた。引き続きこうした取組を進めるとともに、雇用保険二事業本来の役割を果たすため、重点を置くべき雇用対策について、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険分科会報告書(平成19年1月9日)を踏まえて、施策の見直し、充実等により対処する。 ○社会復帰促進等事業については、個別の事業ごとに徹底した見直しを行い、平成20年度予算に反映させた。引き続き各事業の合目的性と効率性を確保するため、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の意見を聞きながら、PDCAサイクルによる目標管理を行い、各事業ごとの精査を継続的に実施していくこととしている。 ○平成19年度から、ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一環した支援を全国展開するとともに、障害者の就労サービスに係るワンストップ相談窓口を全国のハローワークに開設している。 企業の実態に即したトライアル雇用の効果的活用を図っており、事業実績(平成19年度)は、開始者数7,744人、常用雇用移行率82.3%となっている。この他にも、職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、障害者就業・生活支援センターの拡充等により職場定着を図っている。 平成20年度においては、精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことができる制度(「精神障害者ステップアップ奨励金」)を創設した。</p>
	<p>・外国人材を積極的に受入れるための総合的な体制整備 ー専門的・技術的分野の在留資格拡大 ー供給不足が予想される分野への秩序ある受け入れ推進(看護・介護など) ー外国人研修・技能実習制度の改善 ー外国人登録法の見直し ー外国人の在留・就労管理をするための総合的な体制の構築</p>	<p>○外国人の在留管理について、治安対策特別委員会での議論を経て、平成17年6月に「新たな入国管理施策への提言」を発表し、「わが国は、善良な外国人は暖かく受け入れ、悪質な外国人に対しては厳しく対処する、メリハリのある「信頼」される入国管理行政を目指すべき」との立場から、外国人の在留管理の具体的方策を示したところ。 ○また、同様に治安対策特別委員会での議論を経て、平成20年4月に「世界一安全な国をつくる8つの提言」を発表し、「不法滞在者をなくし、外国人と共生できる安全な地域社会をつくる」との立場から、新たな在留管理制度の構築について具体的方策を示したところ。 ○なお、外国人登録制度のあり方については、総務部会・法務部会合同会議「外国人登録に関するワーキングチーム」においても議論しているところ。 「世界一安全な国をつくる8つの提言」(平成20年4月18日自由民主党)(抄) ○新たな在留管理制度の構築 ・法務省が外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築し、的確な在留管理を行う一方で、市区町村において整備される予定の適法な在留外国人の台帳制度により、地域における外国人に対する各種行政サービスの向上を図る。そして、これらの制度を通じて、在留外国人の負担軽減や利便性の向上にも配慮しつつ、組織的犯罪等の温床であると指摘されている不法・偽装滞在者を減少させ、外国人の公正な管理を実現するために新たな在留管理制度を構築するものとし、関係法案を平成21年通常国会に提出する。</p> <p>○外国人の在留管理について、治安対策特別委員会での議論を経て、平成17年6月に「新たな入国管理施策への提言」を発表し、不法滞在者の半減を目指して、厳正な管理を基本とした具体的な方策を示したところ。 ○また、外国人労働者問題について、「自民党外国人労働者等特別委員会」が、平成18年7月にとりまとめを行ったところ。</p> <p>【自民党重点施策2007】 ○働く人の公正な処遇に向けた取組み強化とそれに相応しい表現の普及・定着 雇用対策法の改正による外国人の雇用状況に関するハローワークへの報告の義務化、研修・技能実習制度の適切な運用の徹底など既存制度の実効性を確保し、働く人の労働条件の確保を図る。</p>	<p>○左記「新たな入国管理施策への提言」を受けて、平成17年7月、政府の犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置。同ワーキングチームは、平成19年7月、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」を犯罪対策閣僚会議に報告したところ。 ○平成19年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、①外国人の身分関係や在留に係る規制については原則として入管法に集約、②現行の外国人登録制度の適法な在留外国人の台帳制度への改編、等が示され、併せて、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされたところ。 また、平成20年3月に改定された同3か年計画において、上記「適法な在留外国人の台帳制度」の整備に当たっては、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表することとされたところ。 ○これら政府の決定等を受け、法務省においては、平成19年2月、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会に対し、新たな在留管理制度のあり方について検討を依頼。同政策懇談会は、平成20年3月、「新たな在留管理制度に関する提言」を法務大臣に提出したところ。 また、総務省及び法務省においては、平成20年3月、「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を公表したところ。 ○今後は、左記「世界一安全な国をつくる8つの提言」等を受けて、また、「外国人登録に関するワーキングチーム」の議論を踏まえつつ、平成21年通常国会に關係法案を提出すべく、關係省庁において具体的な制度検討を行う予定。</p> <p>○左記の提言を受けて、政府において、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、關係省庁が集まり、的確な外国人の在留管理が行われるよう議論・検討を行っているところである。 ○外国人労働者問題について、政府においても、副大臣会議にプロジェクトチームを設置し、とりまとめを行ったところ。 ○雇用対策法に基づき、専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進することとしており、また、「外国人雇用状況届出制度」を始めとする外国人雇用の基本ルールを整備し、啓発指導に努めている。(第166回通常国会) ○厚生労働省において「研修・技能実習制度研究会」を設置し、昨年5月に中間報告をとりまとめ、現在も引き続き、制度の適正化や在り方に関する事項について検討を行っている。 ○規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)においても、外国人研修・技能実習制度の見直しとして ①実務研修中の研修生への労働関係法令適用 ②再技能実習制度の検討 などが盛り込まれている。 今後、法務省、厚生労働省等の關係省庁において、具体的な制度設計について調整を行う予定。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
8. 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立	<p>・道州制の導入と地方分権改革の推進</p> <p>ー2015年を目途に道州制を導入すべく、2009年までに道州制導入後のわが国のすがたを推進計画、工程表を含めて明示</p> <p>ー地方分権改革の推進(国から地方へ行政権限・税財源を移譲、国の支分部局の統廃合など)</p>	<p>【自民党参院選公約2007】</p> <p>○道州制の導入の推進</p> <p>道州制を国家戦略と位置づけ、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進する。北海道特区を先行モデルとして、道州制の推進を図る。</p>	<p>道州制調査会発足以来、1次報告、2次報告をまとめ、19年11月からは道州制推進本部として審議を開始。3次報告を本年6月に決定する。これまでの審議してきた道州制の姿は、おおむね次のとおり。</p> <p>○2015年から2017年を目途に道州制の導入を目指す。</p> <p>○その骨格は、道州制を「都道府県に代えてより広い区域を有する自治体として道・州を設け、基礎自治体優先で基礎自治体と道・州に対して権限・財源・人間をパッケージで移すことにより、わが国の統治構造を抜本的に変える改革」として構想する。その際、連邦制に限りなく近い道州制の導入を目指す。</p> <p>○具体的には、①都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置する。②道州は自治体とする。すなわち、選挙により選出される議会と首長を有し自治権を有する団体とする。なお、首長は議院内閣制も検討。③権限・財源・人間は極力基礎自治体優先で再配分を行い、中央政府、道州政府は「小さな政府」を志向する。現在の都道府県の仕事は、原則として基礎自治体に移管し、国の仕事は国が本来果たすべき役割に属するものを除き、できる限り道州に移管する。すなわち、基礎自治体との関係では、道州は基本的に基礎自治体では行い難い広域性のある政策・事業のみを実施するものとし、むしろ中央政府から移される仕事が道州の仕事の中心を占める。</p> <p>○現在の検討中の課題は、①道州の区割りのあり方・道州の州都のあり方②道州制下における大都市制度、東京都のあり方③道州と国の役割分担・国の関与のあり方・中央省庁体制のあり方④道州における公務員制度のあり方(含官民交流)⑤道州の議会及び首長のあり方・道州と国会のあり方⑥○道州の自治立法(道州法)のあり方⑦道州制下の基礎自治体の規模等⑧道州と税財政制度</p> <p>○道州制導入のプロセスとしては、国民的議論を喚起し、国民的な合意を得ていくとともに、道州制の基本的な理念・目的、制度設計の基本的な方針、導入のための検討機関、タイムスケジュールなどについて規定した基本法の制定が不可欠である。このため、当報告により、国民に道州制推進本部の道州制についての考え方を投げかけ、世論との活発なキャッチボールを行うとともに、民間有識者や経済界等と連携し、客観的かつ具体的な経済効果と行革効果を示すよう検討を深め、さらに明確なビジョンを策定し基本法の制定につなげていく。その際、現在の北海道におけるモデル的、先行的な取組をさらに推進することに加え、九州や関西などにおける取組を党としてもバックアップし、各地域で積極的な取組が行われることを推進する。</p> <p>○「活力ある地方」を創出するためには、地方自治体に一層の権限移譲を行う地方分権改革を推進し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要。「新分権一括法案」の平成21年度中できるだけ速やかな国会提出を目指す。このため、地方分権改革推進委員会から順次出される勧告(第1次勧告は本年5月28日)を最大限尊重し、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けや国の関与の見直しを行う。また、地方の税財政基盤を確立するため、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け、地方債を含め検討する。さらに、国の出先機関の抜本改革に向けて、地方への移譲と合理化を検討する。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・各地域の個性と創意工夫を活かした地域経済の活性化</p> <p>－税制上の支援措置の導入</p> <p>－産業クラスターの形成促進</p> <p>－企業立地促進</p> <p>－農商工連携の推進</p> <p>－国内農政改革の推進</p> <p>－中小企業自立と活力の向上</p>	<p>【第16回統一選挙公約】</p> <p>○産学連携を推進するなど、大学が「地域の知の拠点」として、地域の活性化に一層貢献できるようにする。</p> <p>【2007年自民党重点施策】</p> <p>○地域雇用対策の推進</p> <p>雇用情勢の地域差が見られることを踏まえ、地域雇用開発促進法の改正により、雇用情勢がとくに厳しい地域での雇用機会の創出を支援するとともに、地域自らが行う魅力的な雇用の場の創出のための取組を支援するなど、地域雇用対策を積極的に推進します。</p> <p>○地域再生の推進</p> <p>地域の自主・自立の取組によって地域経済の活性化や雇用の機会の創出など、地域は持続可能な活力の再生を図り、国はそうした取組を加速するため地域にとって魅力的な施策を充実させるなど、地域再生の取組を一層強化します。</p> <p>【地域活性化緊急対策】(地域活性化特命委員会)</p> <p>○地域経済の主体である中小企業が地域の強みを活かした産業を形成・強化していくため、地域の自主的取組みと創意工夫による企業誘致を支援することが必要である。</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】</p> <p>○企業立地の促進は、地域に雇用と所得を生みだし、地域経済を活力に溢れたものとします。このため、地域の特色をいかした企業立地の側人に向けた取組を、規制緩和や人材育成等を通じて全面的に支援し、地域経済の活性化を目指します。</p> <p>【連立与党重点政策(第21回参議院選挙)】</p> <p>○地域を活性化する。</p> <p>地域の成長なくして、国の成長なしの観点から、地域再生総合プログラムを積極的に推進し、地域の活性化を図る。</p> <p>【平成20年度予算重点政策】</p> <p>○地域が自らの強みを活かして取り組む企業誘致・人材育成や企業立地に関するワンストップサービスなどに対して支援を行う。</p> <p>【平成20年度予算重点政策】</p> <p>○地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」を促進するため、地域産品の輸出促進、ITの活用による販路開拓や農業生産の効率化、人材確保・育成等への支援を、省庁横断的にかつ集中的に推進する。</p> <p>【地域活性化緊急対策】(地域活性化特命委員会)</p> <p>○地域を支える基幹産業の活性化を図り、雇用創出や新たな事業展開による所得向上等を図るため、地域に根ざした農林水産業、商業、工業等の産業間での有機的な連携(「農商工連携」)を強化し、人材・知恵などの経営資源を結集し、相乗効果を発揮させる取り組みを強力に推進する。</p>	<p>○産業クラスターについては、全国で18のプロジェクトを展開し、中堅・中小企業10,700社、大学約290校が、広域的な人的ネットワークを形成しており、約2,450の機関・企業が産業クラスターを支援している。参画企業の経営状況は、売上高、利益とも全国平均を超えている。また、平成9年度から10年間で約1,000件の共同研究を実施、終了プロジェクトの約1/2が実用化(試作品)、約1/3が事業化(製品化)に至っている。</p> <p>○各地域の強みを活かした個性豊かな産業集積の形成を図るため、「企業立地促進法」を平成19年に制定。さらに、農林漁業との関連性が高い産業の集積の形成及び活性化を促進するために「改正法」を今国会に提出し、成立。具体的には、設備投資に対する税制上の支援措置について農林漁業関連業種を追加して、その設備投資要件を引き下げた。平成19年6月の法施行から平成20年4月末日まで、各地域から提出された企業立地に係る基本計画108件に同意している。今後5年間で約7,900件の企業立地を目指し、約28万人の雇用創出と、約21兆円の製品出荷額・売上高の増加などが見込まれる。</p> <p>○地域経済の活性化を図っていくため、国産農林水産物を活用した新商品の開発や販路拡大等の取組や、新たな需要の創造につながる、産学官連携による新食品・新素材等の技術開発等を積極的に進める。これらの支援のために、平成20年度予算において約200億円の農商工等連携関連予算を確保。</p> <p>さらに、農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品の開発・販売促進等の取組を支援することを内容とする「農商工等連携促進法」及び「企業立地促進法の改正法」を今国会に提出し、成立。具体的には、設備投資減税の創設等の措置を講じた。予算措置と併せて農商工連携を積極的に支援。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【政権公約2007(改革を貫き、美しい国へ。)]</p> <p>○団塊世代を活用した「新現役チャレンジプラン」の創設 中小企業の新事業展開を支援するため、団塊世代をはじめとするシニア人材(新現役)が有する技術・ノウハウ等が中小企業や地域で活用されるよう、「新現役チャレンジプラン(仮称)」を創設し、①大企業から中小企業へ、②大都市から地方へ、③海外から国内へ3つの潮流を作り出す。</p> <p>○中小企業金融の拡充・強化 相対的にリスクが高い中小企業に対する金融支援の枠組を強化する「流動資産担保融資保証制度」など無担保や無保証で融資を行う制度の強化、新たな挑戦を行う者の事業開始段階の返済負担を軽減する融資制度の推進、資金需要が発生した時に迅速な信用供与・資金供給を受けられる仕組み等を実現する。</p> <p>○地域資源等を活用した中小企業の活性化 中小企業が新商品・新サービスを開発し販売する取り組みを「中小企業地域資源活用促進法」を中核に支援し、5年間で1000件の新事業を創出する。</p> <p>○中心市街地の活性化によるにぎわいの創出 まちなかへの都市機能の集積の促進や都市機能の適正立地により、高齢者をはじめ多くの人々に暮らしやすい街となるよう、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに、少子高齢化や安全・安心に対応した商店街の意欲的な取り組みにたいして支援する。</p> <p>○地域中小企業再生ネットワークの創設 中小企業再生支援協議会・再生ファンド等を一体的に連携する「地域中小企業再生ネットワーク」を創設し、人材派遣等の支援機能を強化する。</p> <p>○中小企業の事業承継の円滑化 事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税、資金調達や個人保証の問題など、様々な課題を抱える中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討し、支援策を抜本的に強化する。</p> <p>○下請中小企業対策の充実・強化自動車、情報通信機器など幅広い業種において、取引適正化のためのガイドラインを策定するとともに、親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底等を図る。また、インターネットを活用した取引マッチングシステムの推進により、売り手と買い手の効率的なマッチングを図る。</p> <p>○小規模・零細企業対策の強化 国民生活金融公庫による小企業等経営改善資金融資(マル経)や新創業融資制度の充実等により、資金調達の円滑化を図る。また、「生産性向上特別指導員」を配置、ICT化のための支援策を充実、JAPANブランド育成支援事業の推進等により、小規模・零細事業に対しきめ細かな支援を行う。さらに、個人事業主を中心とした小規模企業対策の観点から、商工会議所、商工会の組織機能強化のため、早急に抜本的な対策を講ずる。</p>	<p>○団塊世代を活用した「新現役チャレンジプラン」の創設 ・本年4月より人材の一元管理等を行う全国事務局と各都道府県で人材の発掘やマッチング等の支援を行う地域事務局を整備。人材登録の拡大を図るべく本年5月より大企業等を対象とした「新現役パートナー」を募集。また、本年5月には「モデル事業」の公募を開始。</p> <p>○中小企業金融の拡充・強化 ・平成19年度に創設した「売掛債権担保融資保証制度」などの一層の活用により、不動産担保や個人保証に過度に依存しない金融を推進するとともに、原油価格高騰や建築着工件数の減少等に対応するため、セーフティネット融資・保証を機動的に実施。 ・中小企業の有する売掛債権の早期現金化を支援するための制度や、ワラント付保証制度の創設、信用保証協会の再生支援の取組強化等を図るため、法案提出。 ・新事業や企業再建等に取り組む中小企業に対する劣後ローンを導入するなど、中小企業の新たな資金調達手段を導入し、活用を推進。</p> <p>○地域資源等を活用した中小企業の活性化について ・中小企業地域資源活用促進法を制定し、各地域の強みである地域資源を活用して新商品の開発等の事業に取り組む中小企業を支援。平成19年3月現在、10,059件の地域資源が指定され、328件の具体的な事業計画を認定。</p> <p>○中心市街地の活性化によるにぎわいの創出 ・平成18年に改正した中心市街地活性化法に基づき、基本計画が認定された全国で32地域の中心市街地において、商店街等の活性化に対する支援を実施。また、少子高齢化等に対応する商業活性化への取組を支援。</p> <p>○地域中小企業再生ネットワークの創設 ・全国47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」を軸として、きめ細かく中小企業の再生を支援。平成15年の設立以降、13,479社の企業からの相談に応じ、1,650社の再生計画の策定支援が完了し、約10万5千人の雇用を確保。 ・各協議会及びその支援機関である「中小企業再生支援全国本部」の常駐専門家を増員するとともに、案件処理の手續・基準の統一化などの措置を実施。</p> <p>○中小企業の事業承継の円滑化 ・平成20年5月に成立した中小企業経営承継円滑化法により、遺留分に関する民法の特例を定めるとともに、金融支援措置等を講じる。 ・また、平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度を創設。</p> <p>○下請中小企業対策の充実・強化 ・下請事業者と親事業者のあるべき理想的な取引(ベストプラクティス)を示し、両者のwin-winな関係づくりを目指すため、平成19年度、10業種において「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定。 ・また、下請取引に係る各種相談への対応、裁判外紛争解決(ADR)、下請ガイドラインの普及啓発等を図るため、平成20年度4月より47都道府県に「下請かけ込み寺」を設置。 ・インターネットを活用したビジネス・マッチング・ステーション(BMS)により取引あっせんを実施。平成19年度の取引斡旋実績は31,542件、成約は3,160件。 ・下請法に基づく書面調査を平成19年度13万社から平成20年度17万社に拡大。</p> <p>○小規模・零細企業対策の強化 ・経営力向上や事業承継等小規模企業が直面する課題に対してワンストップできめ細かな支援を行うため、「地域力連携拠点」を全国316機関採択。 ・マル経融資において、「経営支援情報システム」等の活用による融資の迅速化、対象業種の拡大、貸付限度額の拡大、貸付期間の延長等を実施。 ・JAPANブランド育成支援事業において、ブランド価値の向上と本格的な事業展開に向けた先駆的取組を行う「先進的プロジェクト」を選定し重点的に支援。</p>
<p>・社会資本のサービス向上・運営の効率化に向けたPFIのさらなる活用 一 事業者選定(多段階選抜や競争的対話等)や事業運営(契約の柔軟な見直し等)などに関する制度の改善 一 運用ガイドラインの整備</p>		<p>○中央官庁庁舎、羽田空港国際線地区や航空保安大学校移転等のPFIによる整備、公共荷さばき施設等の整備への融資による整備促進など、PFI手法の活用に積極的に取り組む。</p>	<p>○民間の資金・能力の活用による、効率的かつ効果的な社会資本の整備・管理、質の高い公共サービス提供のため、PFI方式の導入を推進している。具体的には、中央合同庁舎第7号館や航空保安大学校が建設を終え運営段階に入ったほか、羽田空港国際線地区等の整備等を実施中である。また、公共荷さばき施設等の整備に係る固定資産税、不動産取得税及び都市計画税の課税標準を1/2とする税制特例措置を平成21年度末まで延長したほか、地方公共団体が実施するPFI事業にも補助金等による財政支援を実施している。今後とも、PFI制度及びその運用の改善に向けて、各種情報発信等を通じ積極的に取り組む所存。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度の高い産業・物流インフラの戦略的・重点的整備 －首都圏三環状道路の早期整備 －国際標準コンテナの通行支障区間の早期解消 など港湾・空港へのアクセス改善 －コンテナヤードのゲートオープン時間の延長(24時間化) －税関の臨時開庁手続き・手数料の廃止 －利便性の高いシングルウィンドウシステムの構築 	<p>【政策パンフレット「成長を実感に！(平成19年6月)」】</p> <p>120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築</p> <p>スーパー中枢港湾プロジェクトや臨海部物流拠点(ロジスティクス・センター)形成の促進、これらへのアクセス道路や鉄道、大都市圏における環状道路などの整備、アジア域内における海上・航空輸送ネットワークの充実、Sea&Railサービスの促進、ICTの活用等によるスピーディでシームレスかつ低廉な人流・物流体系の実現を図る。(以下略)</p> <p>【自民党重点施策2007(平成19年6月)】</p> <p>三 美しい郷土(ふるさと)をつくる</p> <p>11 整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進</p> <p>(略)物流改革と地域経済の再生を図るとともに、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、内航海運・鉄道輸送等との円滑なネットワークの構築、港湾の広域連携の推進、臨海部物流拠点(ロジスティクスセンター)の形成の促進等、ソフト・ハード連携した取組によりスーパー中枢港湾プロジェクトを充実・強化します。また、産業・地域経済への支援のため、競争力のある臨海部産業エリアの形成を推進します。(略)</p>	<p>○都市の国際競争力を確保していくため、都市再生プロジェクトとして決定している大都市圏の環状道路や国際空港・港湾の早急な整備等を推進するほか、空港・港湾へのアクセス道路の整備を図る。</p> <p>○国際物流に対応する需要に応えるため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、スーパー中枢港湾プロジェクトの推進をはじめ国際ユニットロードターミナルの整備を図る。また、コンテナターミナルの隣接地域に高度な物流施設の集積を図るとともに、コンテナターミナルとの連携の強化を図り、これらが一体となって機能する大規模な「臨海部物流拠点(ロジスティクスセンター)」やインランドデポ等の広域ロジスティクス基盤の形成の促進による物流の効率化・シームレス化を図り、併せて貨物鉄道、はしけ、内航フィーダー等国内輸送との連携強化を図る。さらに、小口貨物の積替を行うための施設整備等の支援を行うほか、道路・港湾等と連携のとれた流通業務効率型の物流拠点施設の整備、国際標準コンテナ車が支障なく通行可能な道路ネットワークの構築などを推進する。</p> <p>○国民生活や基盤産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のバルク貨物や機械の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域経済の活性化と雇用の確保を支援するため、多目的国際ターミナルの整備等を推進する。また、民間による一体的な埠頭運営を行うとともに、隣接する臨海部産業との連携の強化を図り、効率的な産業物流が実現する「臨海部産業エリア」を形成する。</p> <p>○ゲートオープン時間延長に係る利用者ニーズを把握するため、平成19年10-12月の3ヶ月間、神戸港において社会実験を実施した。今後、港湾全体の24時間化の早期実現に向け、関係者の合意形成を促進するとともに、共同デポの整備等、24時間稼働を支援する取組みを推進する。</p> <p>○アジア・ゲートウェイ戦略会議のとりまとめを踏まえ、平成19年8月に港湾管理者毎に異なる手続様式について、統一モデル様式を簡素を原則に国が作成した上で港湾管理者へ通知し、採用を要請している。今後は、平成20年10月に次世代シングルウィンドウを稼働させるとともに、この申請様式を平成21年10月に機能追加し、船舶の入出港および荷役に必要なほとんどの手続の電子申請を可能とすることで、利用者のデータ入力に対する負担の軽減と利便性の向上を図る所存。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国の推進 －省庁間の連携強化など政府の推進体制の強化 －実施体制の一本化など海外プロモーション体制の効率化 －国際空港の早期拡充 －出入国手続の簡素化・迅速化 －ビザ発給手続の簡素化・透明化 －地域の魅力開発に向けた人材の育成 －中韓との交流人口の拡大に向けた両国政府との協力の推進 		<p>○ビザ発給手続の簡素化・透明化</p> <p>ビザについて、問題の少ない国・地域の観光客についてはビザを免除する(韓国、台湾、香港)とともに、一定の要件を満たした観光客については手続の簡素化・円滑化を図っている(中国、タイ、インド)。中国人観光客については、ビザ発給件数が約4万件(H14年)から約26万件(H19年)に急増している。</p> <p>○中韓との交流人口の拡大に向けた両国政府との協力の推進(中国)</p> <p>・「21世紀東アジア青少年大交流計画」を通じた、日中の青少年相互交流の促進</p> <p>・2007年の「日中文化・スポーツ交流年」(日中国交正常化35周年)、2008年の「日中青少年友好交流年」(日中平和友好条約締結30周年)等の周年事業を通じた交流拡大(韓国)</p> <p>・平成20年4月の日韓首脳会談で、両首脳は、日韓ワーキングホリデー制度の参加者の上限の拡大、素材産業、部品産業分野等に関連する学部への留学生に重点を置いた「日韓大学生交流事業」の開始など、交流拡大のための具体的方策に合意。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>国土交通部会 【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 090. 観光立国の実現 「観光立国推進基本法」の制定を踏まえ、国際会議の誘致等を含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日（2010年に外国人旅行者1,000万人訪日）を促進するとともに、観光ルネサンス事業の拡充、ニューツーリズムの創出と流通の促進等により、魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。また、国際観光振興等に効果的な総合エンターテイメント導入の検討を進める。 【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築（中略） また、航空自由化（アジア・オープンスカイ）を推進するため、地方空港の国際チャーター便を促進するとともに、路線の新設を抜本的に自由化し、観光振興をはじめとする地域活性化につなげる。さらに、大都市圏拠点空港（成田・羽田・関西・中部）の真の24時間化・国際化の推進やアクセス改善を図るとともに、関西・中部は国際拠点空港にふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう旅客・貨物について「航空自由化」を推進する。</p> <p>【国土交通部会観光特別委員会決議（平成19年12月）】 本年6月に閣議決定された観光立国推進基本計画を着実に実施するとともに、同計画に盛り込まれている関係施策が有機的に連携してその効果を上げることができるよう、政府全体の観光関係施策を一元的に調整する組織体制が必要不可欠である。このため、観光立国推進基本計画の実施を担っている国土交通省に「観光庁」を設置し、観光立国の早期かつ着実な実現を図るべきである。</p>	<p>政策実現に向けた取り組みと実績 ○観光庁の設置 第169回国会において、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」が成立し、観光庁が10月1日より設置されることとなり、観光立国の実現に向けた体制の強化が図られることとなった。 ○ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化 2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にすとの目標に向け、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進。2003年に521万人であった訪日外国人旅行者数は、2007年は835万人と過去最高となり、順調に推移。2008年は、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組む。 ○国際会議の開催・誘致の推進 2011年までに国際会議の開催件数を5割増しにするとの目標に向け、2007年5月に策定した「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」に基づき、関係者が有する資源を集中的に投入し、官民一体の取組を推進する。 ○魅力ある観光地・観光産業の創出 ・観光ルネサンス事業の拡充 訪日外国人旅行者の受け皿となる国際競争力の高い魅力ある観光地を効果的に形成するための、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組みを総合的に支援する。観光ルネサンス補助制度において、平成19年度は新規に10件を選定している（平成17年度からの継続案件との合計は22件）。これに加えて、平成20年度は、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞る型観光を促進する観光圏の形成を促進するため、第169回国会において成立した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」による観光圏整備事業を創設し、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に支援する。 ・ニューツーリズムの創出と流通の促進 長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等の地域独自の魅力を生かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援している（平成19年度実証事業：47件）。 ・地域の魅力開発に向けた人材の育成 「観光カリスマ」を講師として迎え、その成功手法の伝授、活動の現場体験、受講生によるワークショップ等を行う「観光カリスマ塾」を開催している（平成19年度8地域で開催）。また、観光地域づくりの取組を企画・演出するとともに、必要な合意形成を図り、具体的に集客効果を地域に還元することができる人材を育成・選定し、地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー」事業を実施（平成19年度5地域を選定）しており、今後もこれらの取組を行っていく。 ○日中韓における観光交流の拡大 我が国と距離的にも近く、経済的・文化的にも密接な交流がある中国や韓国との観光交流拡大の重要性に鑑み、2006年より毎年日中韓観光大臣会合を開催しているが、2007年6月に取りまとめられた「日中韓の観光交流・協力の促進に関する青島宣言」を踏まえ、日中韓における観光交流拡大に向けた取組を推進する。</p> <p>○首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能の拡充については、5月20日の経済財政諮問会議において示された、以下の考え方を基本に、今後、地元自治体等の関係者とよく相談していくこととしたところ。 ・2010年に、羽田は昼間約3万回・深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現。 ・羽田の昼間に、羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、更に、北京、台北、香港まで就航。 ・羽田において、深夜早朝（23時～翌6時）に加え、成田に運航便のない羽田の6時台・22時台についても、成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯（リレー時間帯）として国際線の就航を可能とすることにより、欧米をはじめとした世界の主要都市への就航を実現し、首都圏空港一体として国際航空機能の24時間化を実現。 また、関西・中部両空港については、海上空港であり、24時間運用が可能であることを踏まえ、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際競争力の強化を図る。2007年8月の二本目滑走路供用により完全24時間空港となった関西国際空港については、2008年度において緊急に対応が必要となる物流施設の二期島への展開を図る等、二本の滑走路をフル活用していく。中部国際空港については、将来に向けて、完全24時間化を検討し、フル活用を図る。</p> <p>○アクセス改善については、成田国際空港と羽田空港を一体的に活用するため、2010年度開業に向け、成田新高速鉄道の整備等を着実に推進している。また、関西国際空港については、連絡橋の道路の通行料金引下げをはじめとするアクセス改善を推進していく。</p> <p>○航空自由化については、2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で、アジア・ゲートウェイ構想に基づき首都圏空港を除く航空自由化に合意。今後、航空自由化に積極的でない国との間でも精力的に交渉を重ね、2010年までに、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。</p> <p>○地方空港については、2007年11月に、自由化交渉の妥結前でも暫定的に乗り入れを認める方針を、外国航空会社に対して通知した。また、アジア・ゲートウェイ構想の方針に基づき、積極的に、定期便の前段階である国際チャーター便を促進することとしている。</p>
		【自民党参議院選挙公約2007】090. 観光立国の実現	平成19年11月20日から、出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるために、自動化ゲートを成田空港に設置。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・住環境の改善 ー 住生活基本法等に則り、住宅及び住環境の質的向上、住宅の流通市場の整備を実現 ー 新耐震基準、バリアフリー化、環境基準を満たす住宅の取得、建設・改修に係る工事費の一定割合を控除する住宅投資減税制度の導入・拡充 ー 住宅投資や設備投資等の円滑な実施に向けた効果的・効率的な建築確認審査体制の整備</p>	<p>国土交通部会 【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 135. 「200年住宅ビジョン」の推進 ーより長く大事に、より豊かに、より優しくー 地震に強く安全な家を実現し、環境負荷と住宅コストの軽減を図るため、超長期にわたって循環利用できる質の高い住宅（「200年住宅」）の普及に向け、「家歴書」（現在、自民党の「200年住宅ビジョン」では、「住宅履歴書」と変更されています。）の創設、流通市場の改革、新たな住宅金融システムの構築などの諸施策を総合的に推進する。</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 045. 一体的・総合的なバリアフリー化の推進 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共交通機関、住宅、建築物、歩行空間、都市公園などを通じた一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 145. 世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進 製品・サービスごとにCO2排出量を表示するなど環境配慮の「見える化」による省エネ行動の徹底、省エネ家電買換促進に向けた地域の新しい取組みへの支援、住宅・建築物の省エネ化、環境にやさしい行動に応じてポイントがたまる「エコポイント」などによる省CO2型製品・サービスの普及、クールビズの定着や「サマータイム」についても国民の理解を得つつその導入について前向きに検討するなど、官民力を合わせてビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開し、「1人1日1kg」のCO2削減を目指す。</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！（平成19年6月）」】 044. 住宅・建築物等の身近な安全・安心の確保 改正建築基準法などにより、耐震偽装問題の再発を防止し、消費者保護の徹底を図る。また、エレベーターや回転ドア、遊戯施設の安全確保対策、住宅・建築物の耐震改修を促進するための諸施策を積極的に推進する。</p>	<p>○長期にわたり良好な状態で使用可能な質の高い「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度や、認定を受けた計画に係る住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講ずる「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」が、第169回国会へ提出された。</p> <p>また、平成20年度においては、一定の基準に適合する認定長期優良住宅に係る税制上の特例措置を講じることとされるとともに、超長期住宅先導的モデル事業の実施、住宅履歴情報の整備、長寿命化に対応した住宅ローンを提供する仕組みの構築等、建設、維持管理、流通、資金調達等の各段階において総合的な施策が講じられる。</p> <p>○高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、平成19年度に創設した住宅のバリアフリー改修促進税制を活用し、引き続き住宅のバリアフリー化を推進する。</p> <p>○新耐震基準を満たさない住宅・建築物の耐震改修を促進するため、平成20年度予算において一定収入以下の世帯の住宅の耐震改修についての建物要件等の撤廃及び補助率の引き上げ、避難所となる公民館、集会所等の耐震改修についての補助率の引き上げ等、住宅・建築耐震改修等事業の拡充を行った。また、平成18年度に創設した住宅の耐震改修促進税制を活用し、引き続き住宅の耐震改修の促進を図る。</p> <p>○住宅・建築物の省エネ化については、大規模な住宅・建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令（罰則）の導入や、一定の中小規模の住宅・建築物に係る省エネ措置の届出義務化等の措置を盛り込んだ省エネ法の改正、既存住宅について一定の省エネ改修工事を行った場合に所得税や固定資産税を軽減する省エネ改修促進税制の創設、民間事業者等による先進的かつ効果的な省CO2技術が導入された住宅・建築物のモデルプロジェクトに対し支援を行う住宅・建築物「省CO2推進モデル事業」の創設等、法律・税制・予算を通じて総合的な省エネ対策の強化を図った。</p> <p>○耐震偽装問題の再発を防止するため、建築確認・検査の厳格化を柱とする改正建築基準法を平成19年6月20日より施行したところである。しかしながら、建築確認手続が混乱し、住宅着工等が大幅に減少したことから、これまで設計側・審査側双方の実務者に対するきめ細かな情報提供や技術的支援に取り組んできたところであり、19年10月以降住宅着工等は着実に回復してきている。</p>
	<p>・防災体制の強化 ー 自然災害などに備えた省庁の枠を越えた危機管理体制の強化 ー 企業・行政・NPOの連携体制の整備</p>	<p>【第169国会福田内閣総理大臣施政方針演説】 自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。</p>	<p>○大規模な災害発生時には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置し初動対応にあたるなど、官邸が司令塔となって関係省庁の機能を生かしながら政府全体として総合力を発揮する危機管理体制が整備されているところであり、今後も訓練等を通じて、地方公共団体、住民等との連携を進めるなど、その強化を図る。</p> <p>○高齢者や障害者などの災害時要援護者の災害被害を軽減していくため、平成20年2月に作成した市町村モデル計画の活用促進や全国キャラバンの展開等により、平成21年度までを目途に、各市町村において取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」などが策定されるよう取組の加速を図る。</p> <p>○大規模地震について、防災対策のマスタープランである「地震対策大綱」、定量的な減災目標と具体的な実現方策等を定めた「地震防災戦略」、発災等に各機関が行うべき行動内容等を定めた「応急対策活動要領」の策定作業を引き続き進め、想定される甚大な被害の軽減に取り組むとともに、大規模水害対策について、利根川、荒川の洪水及び東京湾の高潮災害を対象として、想定される被害状況等を詳細に分析し、広域避難計画をはじめとする対策の取りまとめを推進する。</p> <p>○事業継続ガイドライン等を活用して、各「地震防災戦略」対象期間内（平成26又は27年度末まで）に、企業による事業継続への取組を推進する。また、自主防災組織、防災ボランティア及び企業等が行う共助の取組について、意見交換や情報共有を行うための体制整備を進めるとともに、防災とボランティア週間等の機会を最大限活用し、共助についての認識を深める取組を関係機関・団体との広範な連携の下に強化する。</p> <p>○「国民の命を守る」という観点で災害対策を進めていくにあたっての基本的な考え方と施策の方向を明らかにするとともに、各省庁の具体的な施策を災害の種類ごとに整理した「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」を策定し（平成20年4月）、今後本プランの着実な推進を図る。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進	<p>・WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結</p> <p>－日本としての積極的に貢献</p> <p>－国内産業の競争力強化に資する構造改革の推進</p>	<p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○多角的な貿易自由化や通商ルールの整備を実現するため、2007年末合意を目指してWTOドーハ・ラウンド交渉を積極的に推進します。</p> <p>多角的な貿易自由化や通商ルールの整備等を実現するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に向け、主導的な役割を果たす。農業交渉については、多様な農業の共存や、林・水産物の有限天然資源の持続的な利用を基本理念とし、重要品目の数の確保や上限関税の導入阻止など、わが国の主張が実現されるよう全力で取り組む。</p>	<p>○世界大の貿易自由化と通商ルールの維持・強化のため、WTOドーハ・ラウンドの年内妥結を目指すべく、非農産品市場アクセス(NAMA)、農業、サービス、アンチダンピング(AD)等のルール、貿易円滑化等の分野につき、野心的かつバランスの取れた成果を目指し、政府一体となって取り組む。</p> <p>○2007年4月のG4会合決裂以降、交渉の中心がG4(米、EU、伯、印)／G6(G4＋日、豪)を中心とした非公式少数国閣僚プロセスから、ジュネーブにおける各交渉議長を中心とした事務レベルのマルチの場に移った後、我が国も積極的に交渉に取り組み、2007年7月、2008年2月・5月と、農業・交渉議長によるモダリティ(大枠)合意案が提示され、2007年11月末にルール交渉議長による合意案が提示される等、論点の収斂に向けて着実な進展を重ねた。政治レベルでも、ダボス会議の際行われた非公式閣僚会合(2008年1月)を始め、APECやOECD等の国際会議の場に積極的に我が国から閣僚級が出席し、年内妥結の重要性を訴え、各国と意識を共有し、また、日頃から閣僚級の電話会談、バイ会談で交渉の戦略の相談や相手方の説得を行い、戦略的かつ機動的に取り組んでいる。</p> <p>○ラウンド交渉による現行協定改正への取り組みに加え、WTO協定に基づく効果的な通商紛争の解決にも取り組み、我が国の多角的な貿易拡大を図る。</p> <p>○日本としての積極的に貢献</p> <p>・WTOドーハ・ラウンドについては、2006年7月に交渉が一旦中断したものの、日本を含む各国の働きかけにより、2007年1月末に交渉が本格的に再開した。</p> <p>・2007年6月にドイツ・ポツダムで行われたG4(米国、EU、ブラジル、インド)閣僚会合が決裂した後、7月には、農業・NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出され、日本は、この文書をたたき台として、マルチの場での議論を積極的に進めていくことが肝要であることを表明した。</p> <p>・ジュネーブでは、07年9月以降、同7月に発出された議長テキストを基に農業・NAMAの交渉グループで実務レベルの交渉が活発に行われた。11月30日にはルール交渉の議長テキストが発出された。12月の一般理事会において、ラミーWTO事務局長は、2008年の早い時期に農業・NAMAのモダリティに合意することができれば2008年末までに交渉を妥結することができるという考えを示した。</p> <p>・2007年を通じ、日本は、農業、NAMAのみならず、サービス、ルール、貿易円滑化等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に妥結するよう、積極的な取り組みを進めた。</p> <p>・農業・NAMA議長テキストの改訂(08年2月)及び再改訂(08年5月)を受け、交渉は重要な局面を迎えている。日本としては、ラウンドの早期かつ成功裡の妥結に向け、今後とも精力的な取組みを進める考えである。(注：NAMA＝非農産品市場アクセス)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・重要な国・地域との経済連携協定(EPA)の締結</p> <p>－韓国、ベトナム、インド、豪州との早期のEPAの締結</p> <p>－東アジア経済共同体の構築を視野に、2011年までに東アジア全域に及ぶEPAを成立</p> <p>－米国及びEUとのEPAに関する産学官共同研究の早急な開始</p> <p>－資源・エネルギー、食料供給国とのEPA等の経済関係を強化するための枠組み整備</p>	<p>【自民党重点施策2007】</p> <p>○わが国との貿易量やわが国からの投資量が大きく、日系企業の生産ネットワークが構築されている東アジア地域において、海外経済協力を活用した産業基盤の整備を進めるとともに、EPA(経済連携協定)締結に向けた取組を加速します。中期的には、東アジア16か国(アセアン、日中韓印豪NZ)からなる「東アジアEPA」の実現を目指します。</p> <p>また、経済安全保障上重要な資源産出国との取組を強化するとともに、(米国、EUも含めた)大経済圏、投資先国ともEPA、投資協定、社会保障協定、租税条約等に重層的に取り組んでまいります。</p> <p>○農業大国である豪州とのEPA・FTA交渉については、自民党の決議を踏まえ、WTO交渉方針との整合性を図りながら、重要品目が除外又は再協議の対象となるよう粘り強く交渉します。</p> <p>わが国との貿易量やわが国からの投資量が大きく、日系企業の生産ネットワークが構築されている東アジア地域において、海外経済協力を活用した産業基盤の整備を進めるとともに、EPA締結に向けた取り組みを加速します。引き続き、アセアン全体、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、インド、豪州等との交渉を進める。中期的には、東アジア16か国(アセアン、日中韓印豪NZ)からなる「東アジアEPA」の実現を目指す。</p> <p>また、経済安全保障上重要な資源産出国との取組を強化するとともに、(米国、EUも含めた)大経済圏、投資先国ともEPA、投資協定、社会保障協定、租税条約等に重層的に取り組む。</p>	<p>○ 各国・地域との交渉を引き続き積極的・戦略的に推進。その際、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で質の高いEPA締結を目指した。このような取組の下、これまで5ヶ国との間でEPAを発行、4ヶ国・地域との間で署名。また、6ヶ国・地域との間で交渉中。</p> <p>○ 韓国(2003年12月交渉開始)とは、2004年11月以降、交渉が中断しているものの、交渉再開に向け、粘り強く調整を推進。ベトナム(2007年1月交渉開始)、インド(2007年1月交渉開始)、豪州(2007年4月交渉開始)との交渉も推進。</p> <p>○ 東アジアにおける広域経済連携については、我が国が提案した東アジア包括的経済連携構想(ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)の民間研究が、本年夏に報告書にまとめられ、関係国首脳・閣僚に提出される予定。</p> <p>○ 米国及びEUを含めた大市場国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討。EUとの経済連携については、2007年6月の日EUビジネス・ダイアローグ・ラウンドテーブル(BDRT)提言に基づき、日本とEUそれぞれに日EU経済統合協定(EIA)について民間レベルの検討を行うためのタスクフォースが設置され、日本側タスクフォースは2008年2月に中間報告を取りまとめた。</p> <p>○ 交渉においては、EPA交渉相手国・地域の決定に関する基準(WTO・EPAに関する関係閣僚会議)に基づき、我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否かを考慮。2007年6月、8月に署名したブルネイ、インドネシアとのEPAでは、エネルギー・鉱物資源章を設け、規制措置導入の際の通報、既存の契約の尊重・対話の枠組み、輸出許可手続の透明性確保などを定めた。また、GCC(湾岸協力理事会)と豪州との交渉も推進。</p> <p>○ EPAに加えて投資協定の取組も進め、カンボジアとは2007年6月、ラオスとは2008年1月に署名。サウジアラビア(2006年10月交渉開始)、日中韓(2007年3月交渉開始)、ウズベキスタン(2008年2月交渉開始)との取組を推進したほか、2008年3月にはペルー、カタールとの間で交渉開始に合意。</p> <p>○韓国、ベトナム、インド、豪州との早期のEPAの締結</p> <p>・韓国(現状:2003年12月交渉開始、2004年11月以降中断。目標:交渉再開に向け、韓国側と調整する。)、ベトナム(現状:2007年1月交渉開始、2008年4月第7回交渉会合開催、目標:可能な限り早期に交渉の主要点について実質的な妥結を目指す。)、インド(2007年1月交渉開始、2008年5月第7回交渉会合を開催。目標:本年中の交渉の実質的な妥結を目指す。)、豪州(2007年4月交渉開始、2008年4月第5回交渉会合を開催。目標:農林水産業の重要性を十分に認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指し、交渉を進めていく。)</p> <p>○東アジア経済共同体の構築を視野に、2011年までに東アジア全域に及ぶEPAを成立</p> <p>・広域経済連携については、現在、様々な構想が検討されている。我が国が提案した東アジア包括的経済連携構想(ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)の民間研究については、同報告書が本年夏に取りまとめられ、関係国首脳・閣僚に提出予定である。さらに、東アジア自由貿易圏構想(ASEAN構成国及び日中韓。第二段階の民間研究中)や、昨年のAPEC首脳会議において選択肢及び展望が検討されることについて決定されたアジア太平洋の自由貿易圏構想(FTAAP)についても検討が進められている。このような中で、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。</p> <p>○米国及びEUとのEPAに関する産学官共同研究の早急な開始</p> <p>・米国及びEUとの取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUと共に、準備を進めていく。</p> <p>○資源・エネルギー、食料供給国とのEPA等の経済関係を強化するための枠組み整備</p> <p>・今後の経済連携協定の推進についての基本方針(経済連携促進関係閣僚会議決定)に則り、我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否かという点を考慮しながら交渉を進めている。日チリEPAは2007年9月に発効した。日ブルネイEPAは2007年6月に、日インドネシアEPAは2007年8月に、署名に至り、2008年5月に国会にてご承認を頂いた。また、湾岸協力理事会・豪州とも交渉を進めている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・戦略的なODA及び政策金融機能の活用 ー資源・エネルギー確保や地球環境問題解決等の観点からの戦略的なODAの活用 ー円借款、無償資金協力、技術協力の有機的な結びつきによる官民連携した効果的な国際協力体制の整備</p>	<p>【2007自民党重点施策】 総合的な資源・エネルギーの確保を図るため、資源・エネルギー分野にとどまらない広範な協力、経済協力の戦略的活用、首脳・閣僚レベルでの資源外交の展開などにより、資源国との総合的な関係強化を図ります。</p> <p>【2007予算重点政策】 エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するため、資源国のニーズを踏まえ、経済協力、貿易保険、人材交流、技術協力などの施策を講じることにより、戦略的な資源外交の展開を図る。</p> <p>【2007第16回統一地方選挙公約】 総合的な資源・エネルギーの確保を図るため、資源・エネルギー分野にとどまらない広範な協力、経済協力の戦略的活用、首脳・閣僚レベルでの資源外交の展開などにより、資源校との総合的な関係強化を図ります。</p> <p>環境を重視したODAの拡充や情報収集・分析力の強化、国際放送の充実など対外発信力の強化など外交手段を強化する。 ODAの戦略化・最適化・迅速化などの改革を徹底する。また、環境・気候変動対策については、国際的なイニシアティブを発揮する。</p> <p>【自民党重点施策2007】 ODAについては、その戦略化・最適化・迅速化など改革を徹底するとともに、明年のわが国で開催されるサミットおよびTICADIVの機会を捉え、再びODAを拡充転じさせることを国際社会に強く発信する。また、環境・気候変動対策については国際的なイニシアティブを発揮していきます。</p>	<p>○資源確保指針の策定を通じた公的金融や経済協力との戦略的な連携を図るとともに、資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、適切な場合に二国間協定等の整備を進めた。 ○東アジア諸国及び国境を越える電力や運輸・通信分野などの産業インフラ整備において、官民パートナーシップを強化するとともに、日本企業の評価やニーズについての調査を行い、これを経済協力の案件形成等に反映させた。</p> <p>○資源・エネルギー確保や地球環境問題解決等の観点からの戦略的なODAの活用 ・国際社会の一員としての責務を果たしつつ、我が国の経済的繁栄を確保するとの観点から、資源・エネルギー確保や地球環境問題解決について、戦略的にODAを活用している。資源・エネルギー確保については、平成18年8月、海外経済協力会議において、ODAを活用して資源国との関係強化や資源開発のための環境整備を図っていくこと等を確認した。例えば、資源国の人づくりやインフラ整備の支援を行っている(例:日・サウジ自動車技術高等研修所の設立支援と職業訓練)。また、地球環境問題についても、例えば地球温暖化対策について、本年1月、排出削減と経済成長を両立させようとする途上国を支援するため、100億ドル規模の新たな資金を活用してクールアース・パートナーシップを構築する旨発表した。 ○円借款、無償資金協力、技術協力の有機的な結びつきによる官民連携した効果的な国際協力体制の整備 ・本年10月には円借款、無償資金協力、技術協力を一元的に実施する新JICAが充足し、3つの援助手法間の有機的な連携が一層強化される体制となる。また、官民連携については、本年4月、途上国のより一層の成長の加速化のため、日本企業の活動とODA等の公的資金との連携(官民連携)を強化するための施策(「成長加速化のための官民パートナーシップ」)を発表した。本施策においては、①「官民連携相談窓口」を関係省及び実施機関に設置し、官民連携に関する民間からの提案案件を採択、実施②定期的な官民政策対話を実施、③途上国現地における官民連携を推進(拡大現地ODAタスクフォースを設置)することとしている。</p> <p>(地球環境問題解決等の観点からの戦略的なODAの活用) ○開発途上国の要請に基づき、ODAを活用し、環境・エネルギー等の地球規模課題の解決に向けた我が国研究機関と発展途上国研究機関との国際共同研究を支援し、開発途上国の大学・研究機関等の能力向上を図っている。</p>
	<p>・対外経済政策 ー民間の意見を継続的に取り入れる仕組みの確立 ー対外交渉及び必要な国内構造改革を政府一体となり推進</p>	<p>【自民党重点施策2007】 ○日本のイニシアティブによる経済外交の展開 東アジア16カ国(アセアン、日中韓印豪NZ)での東アジアEPA(CEPEA)による自由化及び制度整備と、東アジア・アセアンセンター(ERIA)による域内格差修正への貢献を2つの柱として、東アジア経済統合の主導権を引き続き確保・強化し、日本企業にとって有利なビジネス環境の構築を推進する。</p> <p>わが国の総合的な外交力を強化するため、わが党で取りまとめた「外交力強化へのアクションプラン10」に沿って、経済界やNGO、地方自治体など外交プレイヤーとの連携を強化する。</p>	<p>○通商交渉に関しては、国内の様々な利害を調整しつつ政府一体となって取り組んでいくことが必要。かかる観点から、総理のリーダーシップの下、関係大臣で会合を持つなど、緊密に連携しているところ。今後とも、産業界の実態・ニーズを捉えた内外一体の対外経済政策を政府一丸となって立案・実施してまいりたい。</p> <p>・経済連携促進に関する主要閣僚打ち合わせ 他国・地域との間の経済連携に係わる包括的な取組を政府全体としての緊密な連絡・調整の下にすすめるべく、各国とのEPA交渉の現状と今後の課題等について議論。「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」を決定(平成16年12月21日)。 ・WTO関係閣僚打ち合わせ WTOドーハ・ラウンド交渉に対する我が国の方針を関係閣僚で議論し、政府一体となった取組を確認すべく、WTOの閣僚級会合(非公式を含む)が行われる前後等を実施。また、民間有識者・実務家等と経済産業省を含む政府担当者として構成される非公式な勉強会を毎月開催し、WTOのルール・紛争処理について意見交換を行っている。 ・産業構造審議会通商政策部会 民間企業役員や学識経験者を交え、WTO、経済連携交渉(FTA/EPA)及びその他通商問題に係る重要事項に関することについて討議。昨年度は2度開催(平成19年4月16日、11月1日)、今年度は既に1度開催(平成20年4月24日)。</p> <p>○民間の意見を継続的に取り入れる仕組みの確立 ・外務省経済局を中心として、省幹部が民間企業幹部等との意見交換を定期的に行う場を設け、民間の意見・ニーズを聴取し、これを経済外交政策の立案に役立てる。 ○対外交渉及び必要な国内構造改革を政府一体となり推進 ・対外交渉の推進については、外務省と関係省庁との間で密接な連携を図りながら、相手国との折衝に当たる。また、国内構造改革の推進については、諸外国との交渉や意見交換を通して得た経験や知識を、内閣府主導の経済財政諮問会議等における議論に反映する。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・通関・港湾諸手続など貿易諸制度の抜本的改革</p> <p>一貿易手続改革プログラムの着実な推進</p> <p>一日本版AEO制度の構築ならびに同制度の主要貿易相手国との相互認証の推進</p> <p>一利便性の高い原産地証明制度の確立</p> <p>一主要港における広域連携の推進</p>	<p>【自民党「美しい国、日本」に向けた155の約束】</p> <p>アジア・ゲートウェイ構想の推進(アジア地域への主導力の発揮)</p> <p>【政策パンフレット「成長を実感に！(平成19年6月)」】</p> <p>120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築</p> <p>スーパー中枢港湾プロジェクトや臨海部物流拠点(ロジスティクス・センター)形成の促進、これらへのアクセス道路や鉄道、大都市圏における環状道路などの整備、アジア域内における海上・航空輸送ネットワークの充実、Sea&Railサービスの促進、ICTの活用等によるスピーディでシームレスかつ低廉な人流・物流体系の実現を図る。(以下略)</p> <p>【自民党重点施策2007(平成19年6月)】</p> <p>三 美しい郷土(ふるさと)をつくる</p> <p>11 整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進</p> <p>(略)物流改革と地域経済の再生を図るとともに、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、内航海運・鉄道輸送等との円滑なネットワークの構築、港湾の広域連携の推進、臨海部物流拠点(ロジスティクスセンター)の形成の促進等、ソフト・ハード連携した取組によりスーパー中枢港湾プロジェクトを充実・強化します。また、産業・地域経済への支援のため、競争力のある臨海部産業エリアの形成を推進します。(略)</p> <p>アジア・ゲートウェイ構想を着実に推進するとともに、中国・韓国・アセアン諸国など近隣諸国との友好関係をさらに深化させ、貿易、投資、人の往来などが急速に発展しているアジア地域との安定と繁栄をリードしていく。</p>	<p>○「貿易手続改革プログラム」については、①輸出貨物の申告を、輸出者の工場・倉庫等、保税地域以外からでも行えること、②コンプライアンス優良者認定制度(AEO制度)の対象を通関業者、船会社、航空会社等に拡大すること等を盛り込んだ関税法の改正を実施する(4月1日)など、着実な推進を図っている。現在、産業界の意向も踏まえ、当プログラムの改訂に着手しているところ。20年6月を目途に貿易手続改革フォローアップ会合を開催し、プログラム改訂を行う予定。</p> <p>○日本版AEO制度の構築及び主要貿易相手国との相互認証の推進については、サプライチェーン全体をカバーするよう、輸出入者及び倉庫業者に加え、新たに通関業者、船会社、航空会社、フォワーダー等の貿易関連事業者を対象とするよう我が国のAEO制度を構築(4月1日)するとともに、ニュージーランドとの相互認証の合意(5月14日)に続き、主要国との相互認証の実現を目指し政府間協議を積極的に推進する。</p> <p>○原産地証明制度を利便性の高いものにするため、原産品判定の有効期間の上限(1年間)の撤廃等の原産地証明書の発給手続の簡素化等に取り組むとともに産業界等と意見交換する場として、「原産地証明制度改革検討会」を設置し、議論を実施してきたところ。今後も原産地証明制度改革検討会等を通じて、更なる制度・運用改善に向けて取り組む。</p> <p>○ゲートオープン時間延長に係る利用者ニーズを把握するため、平成19年10-12月の3ヶ月間、神戸港において社会実験を実施した。今後、港湾全体の24時間化の早期実現に向け、関係者の合意形成を促進するとともに、共同デポの整備等、24時間稼働を支援する取組みを推進する。</p> <p>○アジア・ゲートウェイ戦略会議のとりまとめを踏まえ、平成19年8月に港湾管理者毎に異なる手続様式について、統一モデル様式を簡素を原則に国が作成した上で港湾管理者へ通知し、採用を要請している。今後は、平成20年10月に次世代シングルウィンドウを稼働させるとともに、この申請様式を平成21年10月に機能追加し、船舶の入出港および荷役に必要なほとんどの手続の電子申請を可能とすることで、利用者のデータ入力に対する負担の軽減と利便性の向上を図る所存。</p> <p>○スーパー中枢港湾等について、港湾間における各種手続の統一化・簡素化を引き続き推進するとともに、国際海上コンテナ輸送への対応、広域的な環境・廃棄物対策や災害・危機管理対策等について港湾間の広域連携を推進するため、支援のあり方について検討を進める。</p> <p>○貿易手続改革プログラムの着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界貿易機関(WTO)貿易円滑化交渉等を通じて通関・港湾諸手続など貿易諸制度の簡素化及び国際的調和に努めている。 ○日本版AEO制度の構築ならびに同制度の主要貿易相手国との相互認証の推進 ・貿易手続の簡素化と国際貿易の安全を両立する観点から世界税関機構(WCO)のガイドライン等に則って我が国におけるAEO制度の拡充(例えば通関業、運送業への拡大)を進めるとともに、他国との相互認証制度を通じ、制度の国際的調和を図ることとしている。 ○利便性の高い原産地証明制度の確立 ・(原産地証明については日本商工会議所の業務であるが)同じくWTO貿易円滑化交渉等を通じ、簡素化及び国際的調和に努めている。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
10. 新憲法の制定に向けた環境整備と戦略的な外交・安全保障政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な外交政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> －日米同盟を基軸とし、中国・韓国など近隣諸国との信頼関係を強化 	<p>わが国外交の基軸である日米同盟をさらに強化する。その上で、豪州、インド、欧州諸国など価値観を共有する国々との連携を強化し、わが国外交の幅を広げていく。同時に、中国・韓国・アセアン諸国など近隣諸国との友好関係をさらに深化させる。</p>	<p>我が国の外交の基軸である日米同盟の強化と、アジア近隣諸国との関係強化を共鳴させ、戦略的な外交政策を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米関係については、平成19年11月に福田総理が訪米し、日米安保体制を中核とする日米同盟を一層盤石なものとしていくことでプッシュ大統領と一致。さらに、将来の日米関係を強化すべく、知的交流、草の根交流及び日本語教育の3本柱からなる日米交流強化のためのイニシアチブを表明。 ・日中関係については、平成19年12月の福田総理訪中、平成20年5月の胡錦濤国家主席訪日を通じ、両国の「戦略的互惠関係」が深化。 ・日韓関係については、平成20年2月の福田総理訪韓、同年4月の李明博大統領訪日を通じ、未来志向の「日韓新時代」を築いていくことを確認。 ・その他のアジア諸国についても、東アジア首脳会議、日ASEAN首脳会議、日メコン外相会議等の枠組みを通じ、我が国の安全と繁栄にとって不可欠な、豊かで安定したアジアの実現のため尽力。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊などの国際貢献の推進 <ul style="list-style-type: none"> －国際的なテロリズムの防止・根絶のために行われる国際社会の取組みに日本が積極的かつ主体的に寄与できるための法制度の整備 －安全保障に関する基本法ならびに国際平和協力に関する一般法の整備 	<p>国際的なテロリズムの防止・根絶に貢献しているインド洋での海上自衛隊の補給支援活動と航空自衛隊のイラクでの輸送業務等の活動根拠となっている法律の期限がそれぞれ来年1月と7月に来るために、これらへの対応策の一環として、国際平和協力に関する一般法を策定する。 なお、安全保障基本法についても検討する。</p>	<p>○国際的なテロリズムの防止・根絶のために行われる国際社会の取組みに日本が積極的かつ主体的に寄与できるための法制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会が引き続き「テロとの闘い」に一致して取り組んでいく中、我が国としても、これを我が国自身の安全保障の問題と認識した上で、国際社会の連帯において責任を果たしていくため、本年1月に成立した補給支援特措法に基づき、海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動を再開。また、イラクにおいても航空自衛隊による空輸支援を継続し、同国の復興努力を支えている。 <p>○安全保障に関する基本法ならびに国際平和協力に関する一般法の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平和協力国家」として、一般法の検討を進めると同時に、現行法の下で行い得る国際平和協力活動を着実に実施していくことが重要。 <p>自衛隊などが海外で積極的に国際貢献できるよう国際平和協力に関する一般法の成立に向けては、党での検討を踏まえ、与党・国際平和協力の一般法に関するPTなどで議論を行い、法律案を策定する予定である。 現在進行中の防衛省改革において最も重要な前提は、我が党の党是でもある憲法改正である。そのためには、新憲法草案(平成17年11月22日発表)にある自衛隊の憲法上の位置付けの明確化、軍事裁判所の設置などの方針に沿った改正を早急を実現することが重要である。それまでの間は、新たな安全保障環境を踏まえた国防戦略の基本を確立し、安全保障基本法を制定し、国家の安全と自衛隊の位置づけの明確化を図るよう努める。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な安全保障の実現 <ul style="list-style-type: none"> －現在の安全保障会議を抜本的に強化し、日本版NSCとして機能 	<p>外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を再編、強化するため、現行の安全保障会議を抜本的に見直し、その機能を吸収した「国家安全保障会議」を内閣に設置する。</p>	<p>「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」を昨年の通常国会に提出し、その成立を期したが、参議院選挙の結果、国会状況を勘案し、法案の成立を断念し、廃案となった。</p> <p>「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」を昨年の通常国会に提出し、その成立を期したが、参議院選挙の結果、国会状況を勘案し、法案の成立を断念し、廃案となった。</p> <p>その後、国家安全保障及び防衛省改革についての今後の方向性を示すため、安全保障調査会の下に防衛省改革小委員会(浜田靖一委員長)を設置して、本年4月に「提言・防衛省改革」を発表した。</p> <p>その中で、国家の安全保障・危機管理体制の強化の項で、「国家安全保障政策の確立のために国家安全保障会議(日本版NSC)を設置する」「政府として安全保障・危機に対する万全の対応を行うため、内閣官房(安全保障・危機管理担当)の大幅増員を行い、体制を充実、関係省庁、民間を含めた連携の強化を図る」などについて言及している。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・新憲法の制定 <ul style="list-style-type: none"> －憲法改正の実現に向けた各界各層における国民的議論の喚起 	<p>【自民党参議院選挙公約2007】001. 新憲法制定の推進 次期国会から衆参両院に設置される「憲法審査会」の議論を主導しつつ、平成22年の国会において憲法改正案の発議を目指し国民投票による承認を得るべく、新憲法制定推進の国民運動を展開する。</p>	<p>昨年5月18日公布の「日本国憲法の改正手続に関する法律」(国民投票法)は、昨年8月の臨時国会から衆参両院に「憲法審査会」を設置すると定めている。しかし、委員の数、会長の選任方法、定足数、採決方法などを定める「憲法審査会規程」が未整備なため、活動できない状態が続いている。衆参両院憲法審査会が法律上は存在するが、審査会規定が未整備なため活動できない現状は、国会が自ら定めた法律が適正に施行できない異常な状態である。こうした事態を打開するため、本年2月26日に、幹事長・政調会長連名による「衆参両院憲法審査会の早期開会を求める請願運動について」と題する要請書を47都道府県支部連合会に発出し、全国から衆参両院憲法審査会の早期開会を求める請願運動を展開しているところである。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
政治資金の透明性向上に向けた取り組み		<p>○昨年の政治資金規正法改正を踏まえ、法令遵守を徹底するため、研修会を開催するなどコンプライアンス活動の充実化を図る。</p> <p>○労働組合の政治活動に係る収支の透明性向上について検討する。</p>	<p>○国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、総務省に政治資金適正化委員会を設置し、そこに登録された監査人(弁護士・公認会計士・税理士)による政治資金監査を義務付け、人件費以外のすべての支出に係る領収書の写しを1円から公開とする法改正を昨年の12月に成立させたところである。</p>